

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年3月17日
磯子警察署 生活安全課

令和7年2月末現在

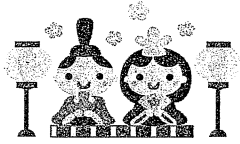
暫定値		令和7年2月末現在																		
町名	刑法犯 認知件数	全 刑法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ		窃 盗 犯	空 き 巣	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ マ ン ス 詐 欺	そ の 他	そ の 他
						オ レ オ レ	カ ー ド 詐 欺 盗													
区内全域	令和7年	109	2	6	7	6	1	70	4		4	25	1	1	14	21	5		5	19
	令和6年	69	1	12	5	4	1	38				10	6	2	7	13	1		1	12
	増減	40	2	-6	2	2		32	4		4	15	-5	-1	7	8	4		4	7
磯子	令和7年	17	2		2	2		6				4			2		2		2	5
	令和6年	9		2	2	2		4				2			1	1				1
	増減	8		-2				2				2			1	-1	2		2	4
磯子台	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和7年	9		1	2	2		6				1	1		2	2				
	令和6年	5			1	1		3					1			2				1
	増減	4		1	1	1		3				1			2					-1
上町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和7年	1						1				1								
	令和6年	0																		
	増減	1						1				1								
栗木	令和7年	1			1	1														
	令和6年	3						3					1			2				
	増減	-2			1	1		-3					-1			-2				
坂下町	令和7年	1			1	1														
	令和6年	0																		
	増減	1			1	1														
汐見台	令和7年	1						1						1						
	令和6年	0																		
	増減	1						1						1						
下町	令和7年	1						1				1								
	令和6年	1						1					1							
	増減	0										1	-1							
新磯子町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	1		1																
	増減	0		-1				1								1				
新杉田町	令和7年	3		1				1				1								1
	令和6年	1		1																
	増減	2						1				1								1
新中原町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和7年	1																		1
	令和6年	0																		
	増減	1																		1
杉田	令和7年	14		1				10				3			4	3	1		1	2
	令和6年	13		3	1	1		7							3	4				2
	増減	1		-2	-1	-1		3				3			1	-1	1		1	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

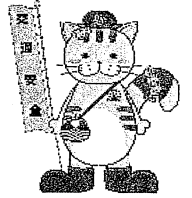
暫定値		令和7年2月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
杉田坪香	令和7年	1						1								1				
	令和6年	0																		
	増減	1						1								1				
滝頭	令和7年	5						4				1				3	1		1	
	令和6年	2						2					1			1				
	増減	3						2				1	-1			2	1		1	
田中	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
中浜町	令和7年	3						3	2			1								
	令和6年	1						1				1								
	増減	2						2	2											
中原	令和7年	4		1				1				1					1		1	1
	令和6年	6		1				2				1			1		1			3
	増減	-2						-1							-1				1	-2
西町	令和7年	2						2				2								
	令和6年	3		1				2					1			1				
	増減	-1		-1				2				2	-1			-1				
原町	令和7年	2						1					1							1
	令和6年	1		1																1
	増減	1		-1				1					1							
馬場町	令和7年	0																		1
	令和6年	1																		1
	増減	-1																		-1
東町	令和7年	7						6				4			2					1
	令和6年	3		1				2				2								1
	増減	4		-1				4				2			2					1
久木町	令和7年	3						2				1				1				1
	令和6年	2		1				1					1							1
	増減	1		-1				1				1	-1			1				1
氷取沢町	令和7年	0												1						
	令和6年	1						1												
	増減	-1						-1						-1						
広地町	令和7年	1						1								1				1
	令和6年	1																		1
	増減	0						1								1				-1
丸山	令和7年	3						2				2								1
	令和6年	3			1	1		2				1				1				1
	増減	0			-1	-1						1				-1				1
峰町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	0																		
	増減	1						1								1				
森	令和7年	12		2	1		1	7			1	1			2	3				2
	令和6年	5						4				2			1	1	1		1	2
	増減	7		2	1		1	3			1	-1			1	2	-1		-1	2
森が丘	令和7年	1						1	1											
	令和6年	0																		
	増減	1						1	1											
洋光台	令和7年	14						11	1		2	1			2	5				3
	令和6年	7		1				3				1		1	1					3
	増減	7		-1				8	1		2			-1	1	5				

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況

1 発生件数



令和7年 3月号



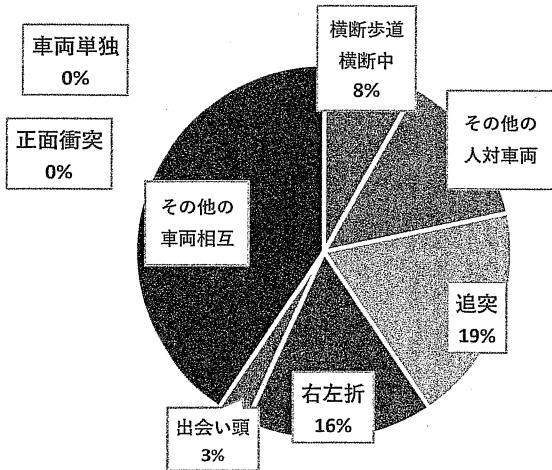
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	37	1	41
前年累計	29	0	34
前年比	+8	+1	+7

*令和7年 2月末現在



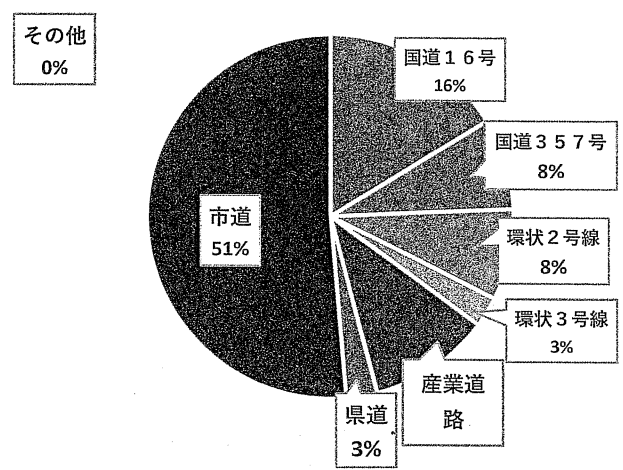
本年に入り、磯子区内では交通事故の件数は増加傾向にあり、神奈川県内でも交通死亡事故件数が全国ワースト1位となってしまっています。自動車や二輪車だけでなく、自転車や歩行者の事故も増加しているため、交通ルールを守って過ごしましょう。

2 類型別発生件数



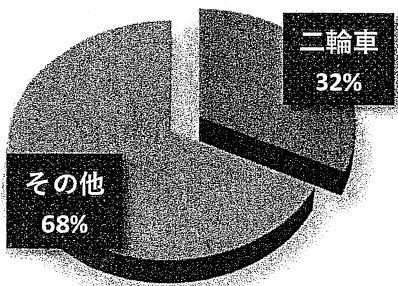
車間距離を保持して走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

3 路線別発生件数



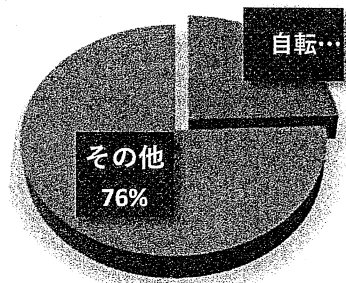
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故

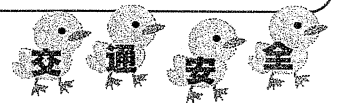


※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合



*バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。



神奈川県内では本年に入り、交通死亡事故件数が既に10件以上発生している状況です。自転車の歩道走行時の事故も発生しているので、基本の「自転車は車道を走行」を守り、事故を発生させないように努めましょう。



安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう!

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。
歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならぬ。
歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2 交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。

また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が
特定小型原動機付自転車
として、新たな交通ルールが適用
されることとなりました。

**特定小型原動機付自転車
に乗る時は、
ヘルメット
をかぶりましょう！**



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き
時速60km



黒っぽい服装
約26m



白っぽい服装
約38m



反射材着用
57m以上



反射材付きエコバッグ
(左側)



私用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材タッセルバンド

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそっく



イソゴリくん

公式X



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

令和7年中の火災・救急状況

＜令和7年1月1日から令和7年2月28日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

■ 区内の火災発生状況（2月）

- ・ 2月 4日（火）磯子区久木町 建物火災
- ・ 2月 8日（土）磯子区洋光台四丁目 その他の火災
- ・ 2月 18日（火）磯子区洋光台一丁目 その他の火災
- ・ 2月 18日（火）磯子区洋光台一丁目 その他の火災
- ・ 2月 21日（金）磯子区新中原 建物火災

■ 区内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		4件	10件	6件
種別	建物	3件	5件	2件
	車両	1件	0件	△1件
	その他	0件	5件	5件
焼損床面積		0㎡	37㎡	37㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	0人	0人

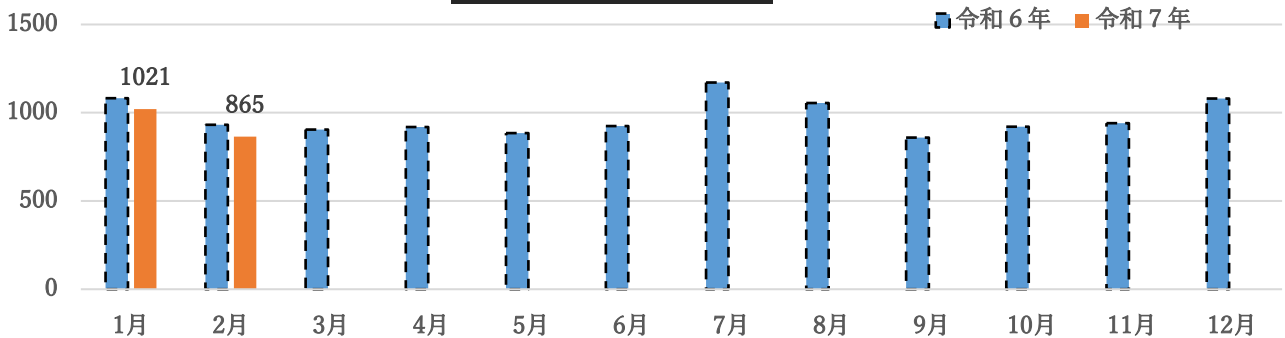
■ 市内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		108件	184件	76件
種別	建物	71件	107件	36件
	車両	13件	11件	△2件
	その他	24件	66件	42件
焼損床面積		1,363㎡	1,743㎡	380㎡
死者数		9人	8人	△1人
負傷者数		22人	26人	4人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 1,886 件（昨年比 101 件減）・市内 42,521 件（昨年比 61 件増）

～区内月別救急件数～



磯子区内火災が急増中！！

令和7年が始まり、磯子区内での火災が急増しています！

2月末現在、昨年比6件増の**10件**の火災が発生しています。火災は、市内でも増加傾向です。空気が**乾燥**している時期でもありますので、ご自宅やお住まいの地域における**出火防止対策**を徹底していただくようご協力をお願いいたします。

「ガスコンロ」や「たばこ」が出火原因！！

磯子区の住宅火災は、「ガスコンロ」や「たばこ」が原因のものが数件発生しています。ガスコンロを使用中は**コンロから決して離れず**、周辺は、整理整頓しておきましょう。

たばこを吸われる方は、灰皿等で**確実に消火**することを徹底してください。

火災の原因は様々ありますが、火の取扱いに注意していただき、**一人ひとりが火災を生させない**意識をもち、出火防止対策に取り組んでいただくことがとても大切です。

たばこは確実に消火



ガスコンロから離れない



GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告（ラッピングトレイン）
 - ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
 - 【運行期間】3月上旬～5月末（予定）
- (2) 車内広告（アドトレイン）
 - ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
 - 東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
 - 【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

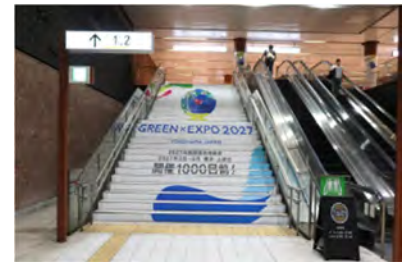
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



新たなパスポート（2025年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和7年3月24日申請分以降）

(1) 「2025年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。



窓口	現行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後 (3/24申請分から)
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL : 045-671-9580 FAX : 045-671-9590
(平日9:00~16:45)

自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたってください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、1つに○をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ② 団地を区域 ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [年度] ③ 今後、耐震補強予定である [年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため補強工事予定はない</u> ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため補強工事予定はない</u> ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造 ② 鉄骨造 ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [_____] 年 または [_____] 年建築

3 地区連合町内会の加入について

地区連合町内会に入っていますか。

- ① 入っている ② 入っていない→入っていない理由をお答えください。

--

4 地域の防犯対策について

(1) お住いの地域の治安は、良いと思えますか。該当するもの1つに○をしてください。

- ① 良いと思う ② どちらかといえば良いと思う
③ どちらかといえば悪いと思う ④ 悪いと思う ⑤ わからない

(2) 地域の防犯対策として、どのようなことが効果あると思えますか。特に犯罪抑止効果があると思うものを上位3つまで○をしてください。

① 地域住民による防犯パトロールなどの自主防犯活動

② 講演会、講習会、防犯教室などによる個人の防犯意識の向上

③ 防犯カメラの設置

④ 「夜間の屋外照明」の設置

※「夜間の屋外照明」とは、防犯灯、地域防犯灯、住宅・マンション・店舗・駐車場等のあかりなど、夜間に屋外を照らすあかり全般を指します。

⑤ 不審者情報などの情報提供

⑥ 清掃活動・落書き消去等の環境整備

⑦ 警察による取締りやパトロール強化

⑧ その他 ()

(3) 地域に防犯カメラは必要だと思えますか。

- ① 思う ② 思わない

(4) 自治会町内会が設置した防犯カメラはありますか。※録画機能がないダミーカメラは除きます。

- ① ある [] 台 ② ない

(5) 防犯カメラを自治会町内会で設置する検討をしていますか。

- ① している [] 台 ② していない

(6) 地域における防犯カメラの設置や運用にあたっての課題、その他ご意見などがありましたら、ご記入ください。

--

(7) その他、地域の防犯対策についてご意見などがありましたら、ご記入ください。

--

5 あなたの自治会町内会の運営上の課題について

(1) 運営上課題となっている項目について、上位 3 つまで○をしてください。

- ① 役員のなり手が少ない（役員の高齢化・負担が大きいなど）
- ② 行事（お祭りなど）の参加者が少ない（内容のマンネリ化など）
- ③ 未加入世帯の増加
- ④ 会員の高齢化
- ⑤ 特定の会員しか運営、行事に関わらない
- ⑥ 活動費の不足
- ⑦ 自治会町内会館がない
- ⑧ 行政からの依頼事項が多い
- ⑨ 新旧住民の交流が図りにくい
- ⑩ 外国人が増え、対応が難しい（生活習慣の違い・言葉の問題など）
- ⑪ その他（)
- ⑫ 特に困っていない

(2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、まず相談する相談先1つに○をしてください。

- ① 区役所の地区担当
- ② 区役所地域振興課自治会町内会担当
- ③ その他区役所の所管課
- ④ 各区の市民活動支援センター
- ⑤ 区社会福祉協議会
- ⑥ 地域ケアプラザ
- ⑦ その他（)

(3) (1) で挙げていただいた課題について、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

(4) 自治会町内会役員の高齢化や担い手不足を課題とする自治会町内会が多い中で、自治会町内会活動や運営を継続するために必要だと思うこと1つに○をしてください。

- ① 自治会町内会事務のデジタル化
- ② 自治会町内会事務の外部化
- ③ NPO など他の地域活動団体との連携
- ④ 企業との連携
- ⑤ 高校、大学との連携
- ⑥ 小、中学校との連携
- ⑦ 地区連合町内会内の協力
- ⑧ 他自治会との統合
- ⑨ その他（)

(5) 役員のなり手を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： _____）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ _____）
- ⑧ 導入していない（理由： _____）

7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ _____）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ _____）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ _____）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ()
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

(2) (1) で ①負担だと感じるものがある に○をされた方にお伺いします。
最も負担を感じるもの1つに○をしてください。

- ① 行政からの情報周知 (回覧・ポスター掲示)
- ② 委嘱委員の推薦
- ③ 選挙 (従事者の推薦・投票所従事)
- ④ 国勢調査 (調査員の推薦など)
- ⑤ 行事の出席依頼
- ⑥ 広報の配布
- ⑦ その他 ()

(3) 行政からの依頼についてご意見がありましたら、ご記入ください。

10 自治会町内会活動に関するご意見などを、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

----- アンケートはここまで -----

【自治会町内会のお役立ち情報】

本市 HP に、自治会町内会への加入促進等に役立つ情報を掲載しています。

◆講習会(事例発表)YouTube 動画(LINE などの情報周知活用方法)

◆活動事例集「ハマの元気印」(過去の様々な事例をご紹介)

◆加入促進チラシ・ポスター(ダウンロードの上ご活用可能！)

本市HP(自治会町内会への加入促進ページ)URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



↑二次元コード

是非、ご覧ください！



←事例の一部

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】 | ・・・資料 1 |
| (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 | ・・・資料 2 |
| (3) 地域活動推進費補助金【拡充】 | } ・・・資料 3 |
| (4) 地域防犯灯維持管理費補助金【継続】 | |
| (5) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 | ・・・資料 4 |
| (6) 町の防災組織活動費補助金【継続】 | ・・・資料 5 |
| (7) LED防犯灯事業【継続】 | ・・・資料 6 |

4 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 地域の防犯力向上緊急補助金 地域防犯灯維持管理費補助金 LED防犯灯事業 電話：045-671-3709 佐々木、石橋 地域防犯カメラ設置補助金 電話：045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
(防災関連) 磯子区役所総務課 危機管理担当 町の防災組織活動費補助金 黒川、根石 電 話：045-750-2312 メール： is-bousai@city.yokohama.lg.jp	

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料1	4～10月	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u> ※資料2	4～7月	区地域振興課
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり） ※資料3	4～6月	区地域振興課
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額） ※資料3	4～6月	区地域振興課
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料4	4～9月	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
自治会町内会館整備費補助金	自治会町内会館の整備に関する経費の補助。（補助金を受けようとする年度の前年度に「事前申出」が必要です。） 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1㎡あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	4～6月	※8年度整備に向けた事前申出 区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯 160 円） ※資料5	4～6月	区総務課 （区連会にて案内）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：区地域振興課）

※資料6

資料 1 ～ 6 は下記フォルダにあります。
連長には紙で配布しています。

\\wfs\磯子区\01区内共有\00_区共有\01_区政運営\区連会関係\区連会資料\03_R06\10_R07.3\02_区連会当日\【資料G】
詳細資料

- 【資料 1】 地域の防犯力向上緊急補助金
- 【資料 2】 地域防犯カメラ設置補助金
- 【資料 3 ①】 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金
- 【資料 3 ②】 地域活動推進費補助金手引き
- 【資料 3 ③】 地域防犯灯維持管理費補助金の手引き
- 【資料 4】 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金
- 【資料 5】 町の防災組織補助金
- 【資料 6】 L E D防犯灯事業

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和 7 年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金について【情報提供】

1 趣旨

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。令和 7 年度分の補助金申請についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助対象経費

掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません。

※修繕には改修を含みます。

※電子掲示板（デジタルサイネージ）の新設にも対応します。

補助対象となる範囲に条件がございますので（通信費用が掛かる場合など）、申請される際は必ず事前にご相談ください。

5 補助額

（1）新設（建替えを含む）

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 10 万円（電子掲示板の場合は 20 万円）

（2）修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 4 万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

6 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

※同一自治会町内会からの申請は 2 回までとします。

（申請期間内のいつでも申請いただけます）

※補助金限度額（10万円、もしくは4万円）の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

7 補助金申請・交付手続の流れ

(1) 補助金交付申請書類の提出

補助金交付申請を行う自治会町内会は、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真

※修繕の場合、掲示板全体の写真だけでは修繕箇所がわからない場合があります。

全体写真に加え、修繕箇所に近づいて撮影した写真も添付してください。

- ⑤ 【新設する場合のみ】 掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

【申請期間】

令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）



(2) 申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。ただし、災害や事故等により破損し、緊急で修繕する必要がある場合は、工事後の申請が可能な場合がございますので、工事前にご一報ください。



(3) 完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
- ③ 工事に係る領収書（写）

※修繕で施工箇所がわかりづらい場合は、工事中的写真も添付していただくことがあります。



(4) 報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



(5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



(6) 補助金の振り込み

請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

8 申請方法

持参、郵送またはメールで交付申請書類をご提出ください。

【提出先】 地域振興課地域活動係

住所：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

※各種様式は地域振興課窓口でお渡しします。

下記ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html



9 掲示板の所有者が自治会町内会ではない場合（補助対象事業者等の特例）

掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合は、以下の条件をすべて満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

<令和7年度のスケジュール>

令和7年3月	4月～令和8年1月	3月末
補助金の申請案内	申請受付期間・順次審査 ←申請期間→	補助申請した 掲示板の工事完了期限

※令和7年度予算が横浜市会で議決されることを条件としています。

【問合せ先】 磯子区地域振興課 保月・中谷

電話：750-2391 FAX：750-2534

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 3 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

第5期磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）の 地区別計画策定のご協力について【周知依頼】

1 趣旨

磯子区では、第5期磯子区地域福祉保健計画（以下、「スイッチON磯子」という。）（令和8年度～12年度）の策定に向けて準備を進めているところです。この度、2月13日に実施しました、スイッチON磯子策定・推進検討会*を経て、第5期スイッチON磯子の基本理念・基本目標を決定しました。つきましては、「地区別計画」の策定に向け、ご協力賜りますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】地区別計画の策定について、各地区で開催するワークショップ等へのご参加いただく場合もございますので、ご協力をお願いします（ご出席を依頼する場合は、別途地区ごとにご案内します）。

<参考> 第5期スイッチ ON 磯子 基本理念・基本目標について
「別紙1」をご参照ください。

スイッチ ON 磯子とは

磯子区に暮らすすべての人が生まれるときから人生を終えるまで、その人らしく安心して幸せに暮らしていくことを目指した計画です。区全域計画と地区別計画に、一人ひとりや家族、地域、団体、施設、公的機関などが、それぞれできることを「みんなで」取組み、区が一体となって、基本理念の実現を目指します。

* スイッチON磯子に関わる各分野の関係者等（地区・委嘱委員・各種団体等）で構成し、計画の策定、推進、振返りに関する事項について協議する会議

担当：磯子区福祉保健課 川崎・朝日
電話：750-2441 Fax：750-2547
E-mail：is-fukuho@city.yokohama.jp

第5期スイッチON磯子の「基本理念」「基本目標」を策定しました

基本理念

誰もが 幸せに暮らせるまちを みんなでめざす

スイッチ ON 磯子の基本理念を引き続き定着していただけるよう、第4期計画から継続します！

お互いを認めあい 自分らしく暮らせるまち

基本目標Ⅰ

ポイント

同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ認めあうことで
自分らしく暮らせる地域になることを目指します

つながりを通して 健やかに暮らせるまち

基本目標Ⅱ

ポイント

地域とつながることで、社会参加や生きがいとなり
いつまでも心身ともに健康に暮らせることを目指します

共に支えあう お互いさまのまち

基本目標Ⅲ

ポイント

お互いを認めあい、つながりあうなかで、支え合う関係性や
地域活動をする人が増えていくことを目指します

基本理念と基本目標をもとに、区全域計画・地区別計画を策定します。

磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 3 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子保護司会
会長 川辺 隆
磯子区更生保護女性会
会長 杉本 房子

「いそご更生保護だより」第 69・70 合併号の回覧について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本会では更生保護の理解と普及を図るため、「いそご更生保護だより」を発行しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、標記広報紙の回覧についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 送付数： 各自治会町内会 班数

事務担当

磯子区社会福祉協議会 西谷

TEL：751-0739

FAX：751-8608



磯子保護司会 磯子区更生保護女性会 〒235-0016 磯子区磯子3-1-41 磯子区社会福祉協議会内 TEL 751-0739 FAX 751-8608 発行人 川辺 隆 杉本 房子	徽章 (保護司) (更生保護女性会)
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

着任のご挨拶

磯子区長 高橋 功

令和6年4月に磯子区長に着任いたしました高橋功です。磯子保護司会及び磯子区更生保護女性会のみなさまにおかれましては、日ごろから更生に向けて努力されている方への支援や、地域の犯罪・非行の予防を図る活動に取り組まれ、明るく安心して暮らせるまちづくりにご尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。



更生保護の取組を広げていくには、保護司会・更生保護女性会の活動はもとより、地域のみなさまのご理解・ご協力が重要です。磯子区では、第4期磯子区地域福祉保健計画(スイッチON磯子)を策定し、地域のつながりや支えあいの仕組みづくりを地域のみなさんと協働して取り組んでいます。今後も、誰もが幸せに暮らせるまちを目指していくため、みなさんとともにスイッチON磯子を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

横浜保護観察所長 中臣 裕之

令和6年4月から横浜保護観察所長になりました中臣と申します。平素から、更生保護活動にご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。



近年、更生保護ボランティアのなり手不足が課題となる中、法務省においては、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を設け、対策の検討を進めており、近く最終的なとりまとめがなされる見込みです。

このような中、天津で皆様にご不安を生じさせる事件が発生しました。保護司の方々お一人おひとりのお声に耳を傾けながら、皆様が安全に、安心して活動いただけるよう、そして一人でも多くの適任者の方々を迎え入れることができるよう、職員一丸となって取組を進めてまいります。

世界に誇る我が国の官民協働の更生保護制度は、本年で75周年を迎えます。今後とも皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

磯子警察署長 中村 高久

令和6年3月春に着任しました中村です。磯子保護司会の皆様には、日頃より、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けて大変ご尽力いただき、また警察行政各般にわたり、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。



さて、県内の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数が2年連続で増加したほか、SNS型投資詐欺など、さまざまな手口の犯罪が発生しています。犯罪をなくすためには、検挙活動を強化するとともに、罪を償い、再出発をしようとする人たちの立ち直りを導き、再び過ちを犯すことを防ぐことが大切であると思います。そのような中で、皆様方の社会奉仕の精神による献身的な活動には、大変に大きな期待が寄せられていると思います。当署といたしましては、今後とも皆様方と連携を図り、犯罪の検挙・抑止に邁進してまいりますので、引き続きのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

第74回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は法務省主唱の下、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的として行われる全国的な運動です。毎年7月は強調月間・再犯防止啓発月間となっています。

内閣総理大臣メッセージ伝達式

「社会を明るくする運動」を実施するにあたり、内閣総理大臣から発せられたメッセージを7月1日(月)に区長室にて伝達しました。磯子区では、7月13日(土)新杉田駅、27日(土)根岸駅で街頭キャンペーンを実施することを川辺保護司会会長より高橋区長にご報告しました。



新杉田駅 街頭キャンペーン

磯子保護司会 古澤 清

第74回「社会を明るくする運動」街頭キャンペーンは、7月13日(土)午前10時より、JR新杉田駅周辺の4ヶ所で実施しました。磯子区長、磯子警察署、磯子西ライオンズクラブ、更生保護女性会、保護司会が参加しました。又、区内公立中学校4校(根岸、岡村、汐見台、森)の生徒、引率の先生方の協力も頂きました。更生保護への理解を呼びかけ、啓発用のリーフレットやうちわ等を道行く人々に渡しました。受け取った方から、「社会を明るくする運動とは?」「いつから、この活動が始まった?」「なぜ、中学生が協力しているのか?」等々、質問を受けました。これからも、犯罪や非行からの立ち直りを支える活動に関心をもって頂けるよう、創意工夫した取り組みをしていきたいと思えます。



薬物乱用「ダメ、ゼッタイ」国連支援募金も行い、総額5,533円の募金が集まりました。ご協力ありがとうございました。



根岸駅 街頭キャンペーン

磯子区更生保護女性会 小林 まき

7月27日(土)例年にない猛暑が続き、熱中症警戒アラートが出されていた日でもありました。暑い中、磯子区長はじめ、社協、保護司会の多くの皆様に応援参加をいただきました。更生保護女性会総出で、啓発グッズを渡しながらか、「社会を明るくする運動」の理解を呼びかけ、キャンペーン活動に取り組むことができました。

夏休みに入り、多くの人出がありました。私たちも笑顔で対応することができほっといたしました。熱中症への対策を取りながらの皆様のご協力に感謝申し上げます。



磯子まつり

磯子保護司会 金子 善政

神奈川県薬物乱用防止指導員協議会磯子支部では、9月29日(日)、磯子まつり会場で薬物乱用防止街頭キャンペーンを行いました。磯子区役所前に街頭キャンペーンののぼりを立て、薬防のベストを着て、薬物乱用防止の啓発グッズの入った袋を渡しました。天候にも恵まれ、たくさんの方が訪れていましたので、用意したグッズは短時間で無くなってしまいました。最近、大麻を乱用する若者が多くなっていますので、今後も啓発活動を行っていききたいと思います。



磯子区更生保護女性会 宗像 悦子

9月29日(日)第48回磯子まつりが、区役所周辺、磯子土木事務所、横浜市電保存館の会場で多くの方々にご来場いただき賑やかに開幕しました。

磯子区更生保護女性会の出展ブースにもたくさんの方にお立ち寄り頂き、更生保護事業について周知することができました。区庁舎磯子アベニューでは、神奈川県警察音楽隊のオープニングに続き、パレード、ダンス、音楽の演奏のパフォーマンスや様々な出店もあり、フォーミュラカーの搭乗やスケートボードの体験もでき、子ども達も楽しそうな笑顔の一日になりました。



横浜地方裁判所見学会

磯子保護司会 新井 貴

7月17日(水)12時30分JR関内駅南口で一同集合し、横浜地裁に向かう。総勢13名の参加。石造りの重厚な正面玄関を通り、持ち物検査を経て、大法廷に案内される。裁判所総務課の職員から司法制度や裁判所の仕組み、法廷の構成などについて概略説明を受けた後、実際の刑事裁判を傍聴席に座って見学。被告人は喜んで検事側と弁護士とのやりとりや裁判官の発言などを間近に見る。ビックリしたのは、裁判中でも傍聴席の出入りが自由なことと、判決の日取りについて裁判官が直接被告人に都合を聞いたこと。国民に対する「開かれた裁判所」の姿勢が感じられた。

3時過ぎ研修が終了後、正面玄関前で一同記念撮影。参加者の多くから貴重な経験だったとの感想が寄せられた。



金沢・磯子保護司会交流会

磯子保護司会 川辺 隆

令和6年2月25日(日)金沢区と磯子区の保護司会交流会が実現できました。令和5年11月19日(日)、映画「過去負う者」の鑑賞と監督、出演者との意見交換会に副会長寺木様が来てくださった経緯もあり、和やかに進行しました。金沢区からは露木会長ほか10名、磯子区からは10名の参加でした。金沢保護司会では係が細分化されていますが、それぞれの仕事について具体的に教えて欲しいとこちらから質問が出され、説明していただきました。また金沢保護司会からホームページ作成についての質問が出され、作成に至るまでの手順などをHP担当の和田副会長が説明しました。また会計処理についても意見交換がなされ、それぞれ苦勞をしていることが分かりました。金沢保護司会は様々な団体と関わり合いながら活動を進めており、素晴らしいと感じています。ただ、現在どちらにとっても一番の問題は、後継者の育成ということです。磯子は32名中13名が、金沢は26名中20名が令和14年までに退任となる見通し。いろいろな方法を模索し、新たな仲間を発掘していきたいと、両保護司会は考えています。

大変意義深い交流会となり、金沢保護司会の皆様には大変感謝しております。今後も交流を深め、互いの良い点を吸収し合えればと願っています。

榛名女子学園見学

磯子保護司会 福島 茂

磯子保護司会研修部会の行事として、11月20日(水)、群馬県北群馬郡榛東村にある榛名女子学園を訪問した。川辺会長他15名が参加した。

榛名女子学園は関東・甲信越及び静岡地方の少年院送致決定を受けた、14歳以上20歳未満の女子少年を収容する国の施設だ。午後1時半に施設内に案内され、教官より学園の仕組み等の講義を受けた。カリキュラムにある生活指導、職業指導、教科指導、体育指導について説明があり、質疑応答では、懇切丁寧なお答えをいただいた。講義の後は施設内を見学させていただき、教育指導を行う教室や生活スペースに触れることができた。

およそ2時間の見学であったが、名前のとおり学校という印象を受け、充実した施設と教官の熱心さに深い感銘を受けた。



中学校生徒指導専任教諭との連絡協議会

磯子保護司会 小川 百合子

12月5日(木)、区内中学校の生徒指導専任教諭と保護司との連絡協議会が開催されました。

はじめに森中学校校長より近況報告がありました。続けて各中学校より報告があり、年々増すSNSの被害、不登校について情報の提供がありました。今年度は多くの中学校で「校内ハートフル事業」が行われており、子ども達に寄り添う場となっていることを知り、嬉しく思いました。また、「オーバードーズ※」が青少年の間でも増えてきていることが伝えられ、今後の対応が心配されていることがわかりました。

毎年1回の報告会ではありますが、色々と考えさせられました。誰もが互いに協力しあい安心して生活できる磯子区となればと願っています。

※オーバードーズとは：医薬品を決められた量を超えてたくさん飲んでしまうこと



映画鑑賞研修会

磯子区更生保護女性会 宗像 悦子

今回、初めての試みで映画鑑賞を企画し、多くの方々にご覧いただきました。

映画「わたしのかあさん―天使の詩―」は実話です。知的障害のある両親に育てられた娘が、世間の誹謗中傷で反感を抱いた時もありましたが、常に明るく、まわりの人にも優しく、いつも前向きに生き、愛情を注いでくれた両親を誇りに思い、本人は福祉の道に進んだというストーリーです。幸せとは何か、辛くとも豊かな家庭とは何かを考えさせられました。

この映画を通し、痛ましい事件等の起こらない平和な社会になることを切に願い、微力ですが社会貢献をしたいと思いました。

神奈川県更生保護女性連盟 リーダー研修

磯子区更生保護女性会 杉本 房子

6月14日(金)にリーダー研修が開催され、県内各地の方々が参加し様々な意見が出されました。

「社会貢献活動を対象者と一緒にしたことがありますか?」、「その時は自然に話ができましたか?」など、小グループに分かれそれぞれに発言を求められる研修会でした。

「おばさんならではの声掛けの仕方が良かったと思う。」との経験談が印象深く、また、答えは一つではないこと、良かれと思ってもそうではなかったことなどたくさんの経験談を聞かせてもらえました。

「更女だから」ではなく、一人間としてどう向き合うのかを考えさせられた一日でした。

神奈川県更生保護女性連盟 会員研修

磯子区更生保護女性会 新井 節子

12月13日(金)午後、会場は横浜保護観察所にて約180名の参加。

開会の辞、綱領唱和、挨拶、来賓の挨拶、愛の寄贈と進み、横浜保護観察所 中臣裕之所長の講演「想う、ときには足をとめ～生きづらさに寄り添う～」が行われました。犯罪や非行、人が抱える事情・立ち直りに必要なもの、と話が進み、地域生活と生きづらさを支える取り組みへの更生保護女性会の柔軟な活動を期待すると話されました。続いて県内6ブロック・神奈川県更生保護女性連盟指定地区・関東更生保護女性連盟指定地区における犯罪予防・再犯防止・子育て支援活動等の実施結果を踏まえ、地区活動の活性化と会員の資質向上を図ることを目的とした研修の報告を受けました。初めての研修参加でしたが貴重な報告と「ひまわりの歌」を合唱して、これからの活動に微力ながら取り組んでいきたいと思いました。

力行舎の花活け

磯子区更生保護女性会 塩谷 順子

毎月交代で様々な地区の会員が滝頭にある横浜力行舎を訪問し、花を活けています。目立たない活動ですが、諸先輩から引き継ぎ、見守りとしてできることを助けて活動しています。

横浜力行舎では、生活指導等により自立・更生への援助を行っています。事務所へ入ると職員の方が明るく声をかけてくださり、次代を担う利用者の健全な育成を図ると共に、立ち直りを助け、明るい社会づくりをめざしていることに、私共も気を引き締めて思いを新たにしております。時折、丸山公園の掃除や草とりなど地域に根ざして活動している姿に、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会をめざしたいと切に思います。



社会貢献活動 みなとみらい清掃

磯子区更生保護女性会 杉本 房子

11月8日(金)貢献活動の一つ清掃活動の手伝いをして参りました。場所は万国交差点からバンコク橋を渡り、横浜第二合同庁舎までの歩道です。落ち葉と銀杏の落ちている植込みの中のタバコの吸殻、紙、プラスチックごみ、瓶、缶など分別して捨てる作業です。孫と同じ位の歳の若い男女の対象者2名と観察官、保護司、更生保護女性会員で始まりました。いつも会議や研修会で通るゴミの無い道と思っていましたが、結構あるのです。作業の初めは恥ずかしそうに拾っていた対象者も時間と共に積極的に動き、普通に世間話もし、楽しい時間でした。

何を間違えてしまったの?どうか今のように普通に過ごせますように。そしてその笑顔が消えませんか、心から願いました。



令和6年度磯子保護司会総会を開催

磯子保護司会 和田 泰治

定期総会を5月22日(水)にこすもす広場(区福祉保健活動拠点)で、当会所属保護司20名出席に加え磯子区長を始め横浜保護観察所など関係者各位を来賓としてお招きして開催しました。

会では恒例に従い昨年度事業報告、決算報告、会計監査報告、今期の事業計画案、予算案について審議が行われ、いずれの議案についても異議なく承認されました。併せ会則の一部変更(活動内容に更生保護サポートセンターを追加)について諮られ承認されました。また役員から当会が抱える問題点、特に新任保護司の確保についての説明が行われました。今期も地域で安定した更生保護活動を継続するための最重要課題として推進する所存です。



令和6年度磯子区更生保護女性会総会

磯子区更生保護女性会 杉本 房子

5月22日(水)保護司会総会に先立ち、午前中に令和6年度の総会を開催致しました。磯子区長、福祉保健センター長等ご来賓にご出席いただき、無事議案が承認されました。

更生保護女性会は対象者の心のうちを理解し、再犯を起ささないよう遠くからサポートすることを目的として研修を重ねています。

皆様のご理解ご協力を頂きながら活動に邁進する所存です。



磯子保護司会・磯子区更生保護女性会合同の賀詞交歓会を開催

磯子保護司会 和田 泰治

標記交歓会を令和7年1月27日(月)に磯子区長・横浜保護観察所長・区内連合町内会長をはじめ関係団体の方々をお招きして開催いたしました。

保護司会・更生保護女性会両会長からは会が抱える問題や更生保護への思いの挨拶があり、また今年法務大臣表彰を受けた保護司からの経験談が披露されるなど、和やかな雰囲気の中参加者同士の交流も図られ、盛会裡に終わりました。

この会はコロナ禍を経て5年振りの開催になりましたが、地域の方々へ更生保護活動に対する理解を深めていただき、更に協力をお願いする良い機会になったと思います。



横浜保護観察所 中臣所長



高橋磯子区長



法務大臣表彰
小川保護司

令和6年度 活動報告

磯子保護司会活動報告

- 令和6年
 5月22日 磯子保護司会総会
 7月13日 第74回社会を明るくする運動街頭キャンペーン (JR新杉田駅)
 7月17日 横浜地方裁判所見学、刑事裁判傍聴
 9月29日 第48回磯子まつり(薬物乱用防止キャンペーン)
 11月19日 第75回神奈川県更生保護大会に参加
 11月20日 榛名女子学園見学
 12月5日 区内公立中学校生徒指導専任教諭との連絡協議会
 12月6日 第72回横浜市更生保護大会に参加

- 令和7年
 1月27日 合同賀詞交歓会(磯子区更生保護女性会と共催)
 3月2日 港南保護司会との意見交換会・交流会

- 通年 ●理事会の開催(11回)
 ●総務部会、研修部会、ITホームページ部会の開催
 ●定例研修会(3回)
 ●学校・家庭・地域連携事業等への参加
 ●各地区ミニ集会への参加・協力
 ●各地区団体事業への参加・協力
 ●「いそご更生保護だより」編集委員会の開催(5回)

磯子区更生保護女性会活動報告

- 令和6年
 5月22日 磯子区更生保護女性会総会
 5月26日 映画「わたしのかあさん―天使の詩―」鑑賞
 7月27日 第74回社会を明るくする運動街頭キャンペーン (JR根岸駅)
 9月20日 少年鑑別所に中古図書寄贈
 9月29日 第48回磯子まつり(バザー出店、ホゴちゃんぬりえ展示)
 10月4日 街頭募金(共同募金)
 11月19日 第75回神奈川県更生保護大会に参加
 12月6日 第72回横浜市更生保護大会に参加
 12月11日 年末施設慰問(横浜少年鑑別所、磯子警察署、区内交番)

- 令和7年
 1月27日 合同賀詞交歓会(磯子保護司会と共催)
 2月13日 自主研修会「更生保護女性会に期待される支援」
 横浜力行舎 中村和之 氏

- 通年 ●理事会の開催(6回)
 ●横浜力行舎への慰問(毎月)
 ●お茶・あられ・ビスケットを販売し、自主財源確保(2回)
 ●区・市・県の行事に積極的に参加
 ●「いそご更生保護だより」編集委員会の開催(5回)

着任のご挨拶

磯子区社会福祉協議会 事務局長 小清水 経仁

令和6年4月に着任いたしました小清水経仁です。

保護司会ならびに更生保護女性会の皆様には、非行や犯罪の防止とともに、犯罪から立ち直ろうとする人を支え、また、支えあえることができる地域づくりについてもご尽力いただいておりますことに敬意と感謝の意を表します。

また、今回の更生保護だより発行、誠におめでとうございます。人間関係の希薄化が見られる社会環境の変化の中で、今回の発行も含め、更生保護活動に関する啓発は、今後ますます重要となっていくと思います。立ち直ろうとする人を受け入れ更生に取り組む「地域のチカラ」づくりについて、社会福祉協議会も皆様とともに努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



功労者の表彰(敬称略)

- 褒章(春) 藍綬褒章
保護司 立田 彰

●第75回神奈川県更生保護大会受表彰者

- ◎法務大臣表彰
保護司 小川 百合子
- ◎関東地方更生保護委員会委員長表彰
保護司 福島 茂
- ◎関東地方保護司連盟会長表彰
保護司 古澤 清

◎横浜保護観察所長表彰

- 保護司 石川 仁恵
- 保護司 郡司 実
- 保護司 松尾 恭平

◎神奈川県保護司会連合会長表彰

- 保護司 高杉 知明
- 保護司 本田 茜

◎神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

- 更生保護女性会 塩谷 順子

●第72回横浜市更生保護大会受表彰者

- ◎横浜市長感謝状

保護司 鷲雄 興春

- 更生保護女性会 新井 節子

◎横浜市会議長感謝状

- 保護司 川上 通

- 更生保護女性会 根本 喜子

◎横浜市更生保護女性連盟会長表彰

- 更生保護女性会 野中 相子

●令和6年度磯子区社会福祉大会受表彰者

- ◎社会福祉功労者顕彰

- 更生保護女性会 小宮 節子

保護司の異動(敬称略)

- ◎保護司 北村 岳睦 (藤沢保護区へ異動)
令和6年3月31日付
- ◎保護司 谷崎 さとみ (熊本保護区へ異動)
令和6年10月1日付

編集委員メンバー

～ 保護司会 ～

- 新井 貴 川辺 隆
- 松原 竹雄 小川 百合子

～ 更生保護女性会 ～

- 杉本 房子 宗像 悦子
- 新井 節子 小林 まき
- 山田 弘子

※ご意見・ご感想をお寄せください

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和7年度自治会町内会現況届の提出について【提出依頼】

1 趣旨

令和7年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

現況届にご記入いただいた情報は、会長へのご連絡や広報物の送付、区内自治会町内会加入世帯数値の公表、「地域活動推進費補助金」の確認（世帯数の確認）等のために使用いたします。

また、認可地縁団体の会長が変更となる場合、告示事項変更の届出が必要ですので、必ずご連絡をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】書類のご提出について、定例会等で単位会長の皆様に周知をお願いいたします。

【単位会長】書類のご提出をお願いいたします。

3 自治会町内会現況届の内容について

(1) 自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

○氏名について：自治会町内会名とともに公表しています。

（地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

○連絡先（住所・電話番号等）について

・区役所及び横浜市

・国・県の行政機関及び公益的な団体からの問合せ

（区連会、区社会福祉協議会、磯子警察署、区交通安全協会、区防犯協会など）

・国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

→ 現況届に記載いただいた情報を提供します。

・電気・ガス・水道などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合

・不動産会社や管理会社等が、加入案内のため、自治会町内会の情報を必要とする場合

→ 会長の連絡先等を回答する前に、会長へのご連絡が必要な場合は、「情報提供に関する事前承諾」欄の「必要」にチェックをつけてください。「不要」の場合は区役所から会長にお電話せず、回答させていただきます。

裏面あり

(2) 区連会資料配送先について

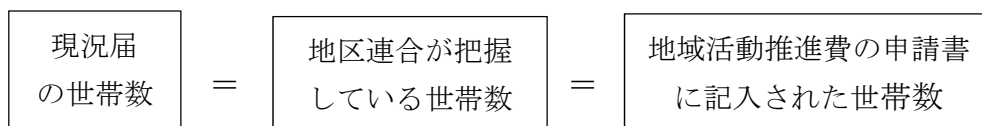
磯子区では、毎月（8月と12月を除く）17日前後に開催される「磯子区連合町内会長会定例会」（区連会）にて、市政・区政にかかる情報提供や、自治会町内会の皆様への依頼事項等を各地区連合町内会長にお伝えしています。その資料の一部を、区連会后、すべての自治会町内会あてに送付しています。

原則、紙袋（サイズ：幅30cm×横40cm×奥行10cm程度）に封入し、配送業者によりお届けしておりますので、ご都合のよい配送先をご記入ください。また、ご不在時には置き配することが出来ますので、可能な限り、置き配の指定場所のご記入をお願いいたします。

(3) 加入世帯数について

全て、令和7年4月1日の数字として、下記の内容が一致している必要があります。

※ 地域活動推進費補助金を申請されない自治会町内会も同様です。



不一致の場合は、確認する必要があるございますので、補助金の交付および、加入されている地区連合への補助金の交付も、大幅に遅れる可能性がございます。

4 提出方法

- (1) 郵送 ※添付の返信用封筒をご利用ください。
- (2) F A X ※受信確認のためお電話ください。
- (3) Eメール

※現況届の様式は下記のHPに掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/genkyo.html



5 提出期限

令和7年5月9日（金）

※5月9日以降に会長等に変更があった場合は、お手数ですがその都度ご提出をお願いいたします。

担当：磯子区地域振興課地域活動係 保月・中谷

電話：750-2391 Fax：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 自治会町内会 現況届

令和 年 月 日

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名

記入者氏名

1 自治会町内会長（※1）

ふりがな			
氏名			
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区		
連絡先	電話		携帯電話
	FAX		Eメール アドレス
任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
情報提供 に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※2）		
	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。） ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。		
	連絡先		

- ※1 国・市・区役所内や関係機関等に対しては、いただいた情報を提供させていただきます。
 ※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてくださいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようなお電話をいたします。不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。

2 各種資料配送先・申請担当者

区 連 会 資 料 受 取 担 当 者	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		電話
	配送先 住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区	
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所（玄関前、宅配ボックス、ドアノブ等）		
	回覧数	(回覧いただく班数などの数)	掲示数 (掲示いただく掲示板の数)
申 請 推 進 地 域 活 動 費 担 当 者	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		役職
	電話		Eメール アドレス
広 報 配 布 よ こ は ま 等 担 当 者	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		電話
	配布部数	部	※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。
	配送先	〒	
	配送に関する特記事項（あればご記入ください）		

裏面あり

3 自治会町内会情報

加入世帯数	<p>令和7年4月1日現在の情報をご記入ください。公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。 また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。</p>			
		世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)	
	①一般会員	世帯	有 ・ 無	
	②会費免除会員	世帯	有 ・ 無	
	③法人(賛助)会員等	世帯	有 ・ 無	
<p>★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、 会費免除会員、法人会員等が規約に明記されている必要があります。</p> <p>★ 下記の世帯数の欄には、 ①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。</p>				
	世帯数 (補助金適用世帯数)	世帯		
自治会町内会費	<p>入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。 変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。</p>			
	会費	円/月	集金方法	(班長が戸別訪問で一括集金、毎月口座振替等)
	備考	区役所で回答の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
(集会所)	会館名	住所		磯子区
	電話	常駐者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考 (管理人のいる曜日・時間帯など)

4 役員名簿

会長以外の役員の方のご連絡先を、3名程度ご記入ください。
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
		磯子区	
		磯子区	
		磯子区	

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel : 750-2391 ・ Fax : 750-2534
○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel : 750-2335 ・ Fax : 750-2532

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名いそごかい
磯子会

記入者氏名

磯子 太郎

1 自治会町内会長（※1）

ふりがな	いそご たろう		
氏名	磯子 太郎		
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101		
連絡先	電話	045-000-0000	携帯電話 090-0000-0000
	FAX	045-000-0000	Eメール アドレス 000@000000.00
任期	令和7年5月1日 ~ 令和8年4月30日		
情報提供 に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※2）		
	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。） ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。		

- ※1 国・市・区・町・村・支庁・道庁・県庁・国・市・区・町・村・支庁・道庁・県庁 いただいた情報を提供させていただきます。
- ※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてくださいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようにお電話をいたします。不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。

必ずどちらかにチェックしてください。

配送業者等がご連絡することがあります。

日中に連絡のとりやすい電話番号をご記入ください。

2 各種資料配送先・申請担当者

区	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
取 担 当 者	氏名	磯子 次郎	電話 090-0000-0000
	住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101	
申請 担 当 者	氏名	磯子 三郎	役職 会計
	電話	045-000-0000	Eメール アドレス 000@000000.00
広 報 担 当 者	配布部数	200	郵 広報相談係（電話：750-2535）に連絡してください。
	配送先	〒 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号	
配送に関する特記事項（あればご記入ください）			

可能な限り、ご記入をお願いします。ご記入いただいた場合は、原則置き場所への配送となります。

取
担
当
者

置き配等にご対応いただける場合の置き場所

集会所（A棟1階）のドア前に置いてください。

回覧数

(回覧いただく班数などの数)

10

掲示数

(掲示いただく掲示板の数)

5

申
請
担
当
者地
域
活
動
推
進
費
助
成
者

地域活動推進費補助金を申請しない場合は、「地域活動推進費申請担当者」の欄は記載不要です。

補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。

広
報
担
当
者配
布
部
数
担
当
者

3 自治会町内会情報

令和7年4月1日現在の情報をご記入ください。公表します。確定した数値を必ずご記入ください。また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合の把握している数値と、状況届の内容とが一致している必要がございます。

「①一般会員」は、規約に会員に関する項目があれば、原則すべて「有」となります。

加入世帯数	世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)	
	①一般会員	130 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	②会費免除会員	2 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	③法人(賛助)会員等	1 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
★	4月1日時点の ①一般会員、②会費免除会員、③法人(賛助)会員等のうち、規約明記の有無(規約にそれぞれの会員について記載しているか)を「有」としたものの合計をご記入ください。		
★	※記載例では、③法人(賛助)会員が1世帯ありますが、規約明記が「無」のため、合計数に含まれていません。		
世帯数 (補助金適用世帯数)		132 世帯	

入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。

必ずどちらかにチェックしてください。

自治会町内会費	会費	200 円/月	集金方法	年に一回、班長が集金
	備考	区役所で回答の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

(集会所)

会館名	〇〇自治会館	住所	磯子区磯子3-5-1
電話	045-000-0000	常駐者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		備考	(管理人のいる曜日・時間帯など) 月水金の10:00~15:00

4 役員名簿

必ずどちらかにチェックしてください。

会長以外の役員の方のご連絡先を、3名程度ご記入ください。
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
副会長	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	045-000-0000
防災部長	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	090-0000-0000
監事	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	090-0000-0000

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel: 750-2391 ・ Fax: 750-2534
○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel: 750-2335 ・ Fax: 750-2532

「令和7年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和7年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和7年度横浜市市民活動保険補償内容（令和6年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和7年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和7年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

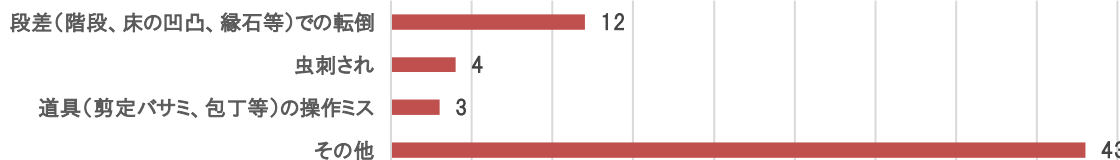
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和6年4月～令和6年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)	お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
		旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
		泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
		磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
		神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	市外局番 045	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

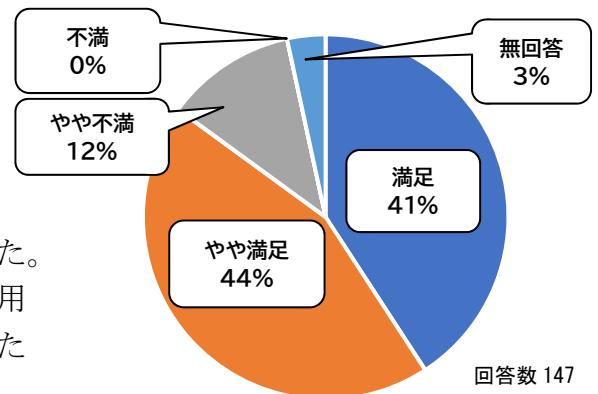
(2) アンケート結果（回収数 147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



横浜市 自治会町内会 DX

検索

▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 6 年 11 月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICT を活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例 1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

事例 2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例 3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例 1、2 については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



自治会町内会長 様

磯子区総務課長

防災スピーカー試験放送の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「防災スピーカー（津波警報伝達システム）」の試験放送は、自然災害等に対する避難意識の醸成及び避難態勢を強化することを目的に、毎月1回行っており、令和7年度も継続して実施しますのでお知らせします。

防災スピーカーは、災害時における情報伝達手段の一つですが、周囲の環境や風向きなど気象状況等により、音声聞き取りにくい時もあります。皆様に情報をお伝えする際は、多様な手段を用いて行っていきますので、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 実施日時（全12回）

毎月第2月曜日 10時00分から約1分程度 ※当日が祝日の場合は翌日実施します。

令和7年 4月14日（月）、5月12日（月）、6月9日（月）
7月14日（月）、8月12日（火）、9月8日（月）
10月14日（火）、11月10日（月）、12月8日（月）
令和8年 1月13日（火）、2月9日（月）、3月9日（月）

4 実施場所

以下の設置場所で実施します。（区内20か所）

	設置施設	所在地		設置施設	所在地
1	根岸地域ケアプラザ	馬場町	11	洋光台第四小学校	洋光台六丁目
2	根岸小学校	西町	12	杉田小学校	杉田一丁目
3	八幡橋交差点付近	磯子一丁目	13	岡村中学校	岡村一丁目
4	磯子消防署	磯子一丁目	14	浜中学校	杉田三丁目
5	新磯子町付近	新磯子町	15	さわの里小学校	上中里町
6	磯子海づり施設付近	新磯子町	16	森中学校	森五丁目
7	磯子区総合庁舎	磯子三丁目	17	汐見台中学校	汐見台一丁目
8	屏風浦小学校	森三丁目	18	洋光台消防出張所	洋光台三丁目
9	磯子スポーツセンター	杉田五丁目	19	洋光台第三小学校	洋光台二丁目
10	岡村小学校	岡村四丁目	20	洋光台第二小学校	洋光台四丁目

5 訓練放送の内容

♪ピンポンパンポン（上り）

こちらは横浜市です。ただいまから、試験放送を行います。

訓練、訓練、訓練、訓練 これで、訓練放送を終了します。

♪ピンポンパンポン（下り）

裏面あり

【 参 考 】

横浜市ホームページで、音声を御確認いただけます。

◆ 訓練放送の音声について

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/bosai_bohan/saigai/sonota/bousaisupikaa.html

横浜市トップページ>磯子区トップページ>防災・防犯>防災・災害>その他>防災スピーカー



◆ 津波警報伝達システムの放送内容について

東京湾内湾に、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された際には、サイレンと言葉によりお知らせします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunamisp.html>

横浜市トップページ>防災・救急>防災・災害>防災の地図>津波避難対策について>津波警報伝達システム



連絡先：磯子区総務課危機管理・地域防災担当 大東・井上

電話：750-2312

FAX：750-2530

E-mail: is-bousai@city.yokohama.lg.jp



防犯かながわ

横浜市中区山下町 75-6
警 親 会 館 3 F
神奈川県防犯協会連合会
電話 045(641)4344番
FAX 045(641)1655番

164号
2025年3月1日

警察官をかたった詐欺 急増中!

あなたの口座が犯罪に
使われている

あなたも共犯者として
逮捕される

保険金を振り込めば
逮捕されない

こんな電話は...

サギ!

警察官、官公庁や金融機関職員などを装った犯人から、

- 預金口座がマネーロンダリング等の犯罪に使われている
- 逮捕状が出ている
- 無実を証明するために保証金を振り込んで

などと言われ、現金やキャッシュカード等をだまし取られる被害が増えています。

特殊詐欺被害の発生状況(令和6年中 暫定値)

認知件数：1,999件(1日当たり約5件)

被害額：約65億5,800万円(1日当たり約1,790万円)

犯人は警察官や金融機関職員を装ってダマしてきます!
知らない人に現金やキャッシュカードを渡してはいけません!

ちょっと待って!
それ、サギですよ!



電話でお金やキャッシュカードの話が出たら詐欺です!
不審な電話は家族や警察に相談を! 神奈川県警察

このチラシを見た方は今すぐ電話を無償でブロック!

国際電話番号を使った詐欺が急増しています!

海外からの着信が必要ですか!?
下記番号に連絡して、すぐに
犯人と会話をしない対策を!



国際電話不取扱受付センター
0120-210364

オペレーター案内:平日午前9時~午後5時 自動音声案内:平日、土日祝24時間
※一部、回線によっては取扱いできない場合があります。
海外からの着信を拒否するだけでなく、海外への発信もできなくなります。

神奈川県警察

闇バイトは「犯罪実行者」の募集! 加担すれば人生の破滅

こんなバイトに注意!

- #高収入 #即日払い
- #運ぶだけ #渡すだけ
- #ホワイト案件

甘い言葉であなたを誘い匿名性の高いアプリへ誘導して個人情報を送らせます。



横浜ビー・コルセアーズ 杉浦 佑成選手

横浜ビー・コルセアーズ 大庭 岳輝選手

迷わず警察に相談!

#9110

警察相談ダイヤル

闇バイトに応募して自分や家族に対する脅迫を受けても犯罪を犯す前に警察に相談してください。



横浜ビー・コルセアーズ キング 開選手

闇バイトは犯罪 絶対に手を出さない



横浜ビー・コルセアーズ 森井 健太選手

神奈川を安全安心な街に



神奈川県警察 × 横浜ビー・コルセアーズ × 神奈川県

防犯活動に役立つ情報を入手しよう！

神奈川県警察では、防犯活動に役立つ情報を「ピーガルクン安全メール」、「Yahoo!防災速報」、「X (旧Twitter)」等を通じて配信しています。
 また、「神奈川県警察公式YouTube」では、特殊詐欺や防犯などをわかりやすく解説した動画を配信しています。ぜひご覧ください。



ピーガルクン安全メール
 子供や女性を犯罪から守るための情報を配信しています。

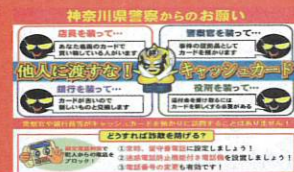


Yahoo!防災速報
 災害情報の他、防犯情報も配信しています。



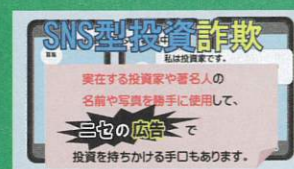
犯罪抑止対策室 X (旧Twitter)

防犯に関する情報を幅広く配信しています。



神奈川県警察公式YouTube

防犯などの警察広報に関する動画を配信しています。



「神奈川県迷惑行為防止条例」の一部が変わります！

令和7年5月1日施行
客引き等の規制が強化されます！
 ～主な改正点は下記のとおりです。～

- 1 誘引、客待ち行為に対する規制の強化**
 社交飲食店等の誘引、客待ち行為に対し、警察官が中止命令を行います。
- 2 売春類似行為目的による客引き等の規制の強化**
 行為者は、性別に関係なく規制の対象になります。
- 3 居酒屋やカラオケ等の客引き等の規制**
 客引き、誘引及び客待ち行為が規制対象となります。
 (罰則なし)



- 県下では悪質な客引きによるぼったくりやトラブル等が発生しています。繁華街を利用する際には悪質な客引き等に注意しましょう！
- 飲食店等で働く際には、客引き等の迷惑行為をしないようにしましょう！

県警ホームページ



詳細はこちらから

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

大麻事犯で検挙された人の約15.1%が20歳未満です！



薬物に対する正しい知識を！！

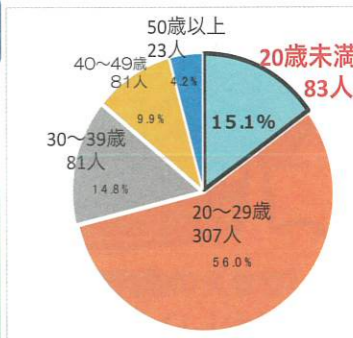
リンゴちゃん物語
 ～大麻の誘惑に先輩が・・・～



動画の続きはこちらから



動画を観て正しい知識を身につけてください



県内の大麻事犯による検挙人員 (令和5年中)

脳への影響

一度ダメージを受けた脳は、薬物を使う前の状態に戻らなくなってしまいます。
 特に成長期にある未成年の脳は、成人に比べ影響を受けやすいため注意が必要です。

「イヤだ!」と断る勇気!

- ・違法じゃない!
- ・体に害はない!
- ・みんな、やってるよ!
- ・痩せられる! 肌がキレイになる!
- ・イライラがなくなる!



いつもの生活ができなくなる!

- ・幻覚・妄想
- ・運動機能の低下
- ・感情のコントロールがきかない (社会的不適応・人格障害)
- ・薬物による効果を強く求める (依存症)



家族や友人を失う!

- ・車の速度超過による人身事故
- ・家族へ殴り掛かり死亡させる



ユーステレホンコーナー (少年相談窓口)

TEL 0120-45-7867 (フリーダイヤル)
 TEL 045-641-0045
 FAX 045-641-1975
 受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時15分
 【土日、祝日、年末年始を除く。】

困ったらご相談を

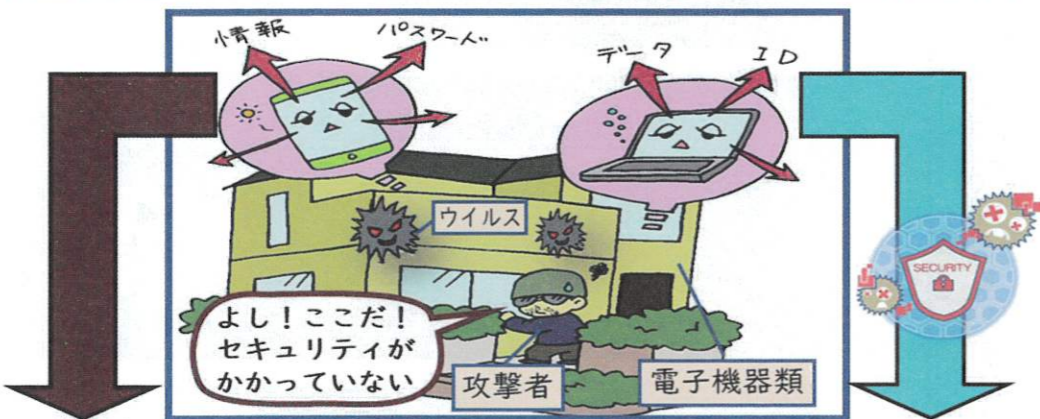


神奈川県警察本部 少年育成課

情報セキュリティ対策を忘れないで!!



インターネットは全世界とつながります。安全に使うための対策をとりましょう。



対策をしていない場合



対策をしている場合



CHECK!! 詳しい内容は県警ホームページをご覧ください。
https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7034.html

神奈川県警察 サイバーセキュリティ対策本部

社会の変化に適応し 組織一丸となった警察活動の展開 (令和7年神奈川県警察運営指針サブタイトル)

「自転車盗難防止ポスター」公募

自転車の盗難防止について、公益社団法人神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募(締め切り6月末日)します。

※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして...TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車防犯協会 TEL045-311-6168 <https://www.kanajibou.jp>

令和6年秋 藍綬褒章(防犯功績)受章者

おめでとうございます。これからもご健勝で御活躍ください。

高木 正俊 様

神奈川県防犯協会連合会 副理事長

防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなでつくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は県内の防犯活動支援に活用されます。



■御支援いただいている皆様を御紹介します■(敬称略)

- ・宇佐美商事(株)
- ・菅野信康
- ・那賀都工業(株)
- ・神奈川県遊技場協同組合
- ・静岡中央銀行横浜支店
- ・中野義一
- ・神奈川都市交通(株)
- ・菅谷由芳子
- ・マルワ工業(有)
- ・(株)ホリデン
- ・返子市防犯協会
- ・山下直樹
- ・(株)リビングプロシード
- ・東京キリンビバレッジサービス(株)
- ・読売センター瀬谷いずみ
- ・(株)ロジ・テクトーシン
- ・土志田建設(株)
- ・読売センター長津田

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へご連絡を! 045-641-4344

社会の変化に適応し 組織一丸となった警察活動の展開 (令和7年神奈川県警察運営指針サブタイトル)

◆◆ 賛助会員 (敬称略) ◆◆

会員への参加をお待ちしております。

I K S インベストメント株式会社	神奈川県流通商福祉防犯協力会
一般社団法人神奈川県警備業協会	株式会社 アビバ
神奈川県金融機関防犯連絡会	株式会社たいよう共済神奈川支店
神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会	株式会社 ネイチア
神奈川県自転車防犯協会	株式会社 ホリデン
神奈川県石油業協同組合	公安警備保障株式会社
神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会	サンエス技研株式会社
神奈川県タクシー防犯協会	神静明治牛乳販売事業協同組合
神奈川県中古自動車販売商工組合	スーパーD'ステーション上永谷店
神奈川県福祉共済協同組合	スーパーD'ステーション座間店
神奈川県防犯工業会	スーパーD'ステーション平塚駅前店
神奈川県防犯セキュリティ協会	東京ガス株式会社
神奈川県遊技場協同組合	東京キリンビバレッジサービス株式会社
神奈川県理容生活衛生同業組合	那賀都工業株式会社
神奈川県福祉事業協会	中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター
神奈川県防犯連絡会	松本徽章株式会社
有限会社港北冷機設備	フ ラ ッ ツ 加 山

相川文五郎	上原由美子	小野沢良雄	小森 忠由	高木 正俊	菱沼 和幸	本橋 孝
石井 正禮	上山 敏明	笠原 勝利	近藤 千春	高橋 陽一	福井 隆	森 逸雄
一戸 貞壽	浦野 一吉	金子 裕	齋藤 忠生	武田 裕	古屋 慶明	八木 克之
稲垣 通孝	榎本 政幸	川島 武俊	佐藤 龍樹	田中 稔	松澤 孝郎	山上 寿美
井上 康久	大沢 弘光	濃沼 誠	佐藤 裕之	辻村 法隆	松下 智和	山地 友恵
井上由起子	大野さつき	小嶋由起子	座間 幹夫	永井 好久	ミスターTK	山田 孝一
岩澤 吉久	岡 道子	小菅 陽子	柴 茂	長島 憲一	ミスターYJ	
岩嶋 伸幸	小川喜久雄	小玉 徹	末吉 一夫	久枝 悠人	箕輪 裕治	
上田 滋	尾崎 俊朗	小西 確	鈴木 博文			

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

賛助会員ご入会のお願い

(公社)神奈川県防犯協会連合会では、「犯罪のない明るい町づくり」を目的として、警察をはじめ関係機関、団体等と緊密な連携の基に、県民の防犯意識の高揚と積極的な自主防犯対策を推進しております。

その事業活動に必要な財源は、上記の賛助会員様等によって運営しております。安全で安心な住み良い地域社会づくりの推進を理解し、事業活動に賛同していただける個人、団体、企業様の賛助会員への入会をお願いしております。どうか皆様のご支援をお願いいたします。

お問い合わせ先:(公社)神奈川県防犯協会連合会事務局 電話045-641-4344

年会費(入会金不要)・寄付金

団体・企業：1口 1万円 3口以上 個人：1口 5千円 1口以上
寄付金：随時受付

納入した会費や寄付金は、課税優遇措置の対象となります。

令和7年度 横浜市交通安全運動実施計画(案)

1 趣旨

令和6年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数 7,263 件(前年比-440 件)、負傷者数 8,321 人(前年比-588人)で、ともに減少しましたが、交通事故死者数は40人(前年比±0)と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が 22 人、二輪車乗車中が 12 人と高い割合を占めているほか、年齢別では 65 歳以上の高齢者が関係するものが 18 人と4割以上を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和7年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数 36 人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん まもるくん

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日~15日	別に実施要綱を定めます。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日	
夏の交通事故防止運動	7月11日~20日	
秋の全国交通安全運動	9月21日~30日	
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月11日~20日	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり)	5月1日～31日	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日～30日	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日～31日	

(3) 年間を通じて実施する取組(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 飲酒運転根絶に向けた啓発の推進
- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(X等)、動画等を活用した啓発

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名称	開催時期	内容等
交通安全功労者表彰式	令和7年 10月下旬(予定)	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総会	令和8年 2月(予定)	【協議事項】 ・令和7年度交通安全運動実施結果について ・令和8年度交通安全運動実施計画(案)について

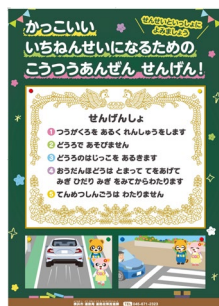
◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト(交通安全 横浜市で検索)からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画(YouTube)も公開していますので是非ご覧ください。



(サイクル
ルールブック)



(啓発ポスター・チラシ)

◆交通安全動画



(小学生向け交通安全動画)



(ルールとまもるからのちようせんじょう)

※3月下旬頃に公開予定

◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

対象 横浜市内の団体(保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等)

視聴覚教材(DVD)



パペット



(ルール) (まもる)

自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市 (順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323

パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート料金をプリペイド型電子マネーで、次々と支払わせる手口が増えています。

警告画面の電話番号には、慌てて連絡をしないでください。



⚠️ トラブル防止のポイント

- 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- 判断できなければ、周りに相談!



契約など消費者トラブルで困ったときは、
横浜市消費生活総合センターにご相談ください。

相談専用電話 ☎045-845-6666
平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45
※祝日・休日、年末年始はお休みです。



横浜市消費生活総合センターHP

☎188 (全国共通の消費者ホットライン)からも、最寄りの窓口をご案内しています。

実際に寄せられた相談事例をご紹介します

1 賃貸住宅の退去時のトラブル～高額な現状回復費用～

1年間住んだ賃貸アパートを退去した際、立会い業者から修理見積書が提示され、クリーニング代のほかに畳の表替え・襖の張替え費用として16万円も請求された。

ポイント

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、部屋の通常使用の損耗は賃料に含まれるため、特約等がなければ貸主の負担としています。再度、契約書の内容(禁止事項・修繕・退去時の費用負担等)を確認し、貸主(管理会社)と話し合みましょう。

2 著名人になりすまし勧誘 SNS広告で投資トラブル急増!

SNSで著名人の「投資情報を教えます」という広告を見て申し込んだ。「絶対に儲かる」などと勧められ、指定された個人口座に50万円を振り込んだ後、連絡が取れなくなった。

ポイント

名前や写真を無断で使い、著名人が勧める投資話と信用させて、多額のお金を振り込ませる手口が増えています。SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう。いったん振り込んでしまうと被害回復は困難なので、安易に投資資金を振り込まないようにしましょう。

その他の相談事例はこちらから



いそご消費生活だより

令和7年3月発行
VOL.46
発行
磯子区消費生活推進員の会
いそご消費生活だより
編集部

消費生活推進員とは?

消費生活推進員は、地域における安全で快適な消費生活を推進するため、市長からの委嘱を受けて「消費者トラブルに遭わない安全な地域づくり」を目指して活動しています。

こんな活動をしています

- 悪質商法未然防止等の啓発講座を開催
- 高齢者をはじめとした地域の見守り活動への参加
- イベント等を開催し、地域住民へ情報を提供
- 研修会や施設見学などにより知識を身につけ、地域へ周知



磯子区消費生活推進員 区全体の活動

磯子区消費生活推進員は、地域の「安全・安心な暮らし」を実現するため、年間を通して区及び地区でさまざまな活動を行っています。各地区の活動内容は、中面をご覧ください。

令和6年度の活動

6月 消費生活教室

「遺産と相続と贈与に関する税の基礎知識」について講演会を開催しました。

11月 得トク生活フェスタ

各地区の推進員による実演会、地元野菜の販売、クイズラリー形式のパネル展示などを行いました。

7月 磯子区消費生活推進員の会・合同会議

プラスチックごみの分別ルールについて学びました。

12月 施設見学会

(株)ホンマ 横浜リサイクルセンターを見学し、プラスチックごみの分別について学びました。

8月 子ども消費生活セミナー

区内の小学生・保護者を対象にケータイ・ネット安全教室と工作教室を開催しました。

随時 啓発講座の実施

地域のみなさまの消費者力を高めるため、旬なテーマで啓発講座を実施しました。



令和6年8月19日(月) 子ども消費生活セミナーの様子

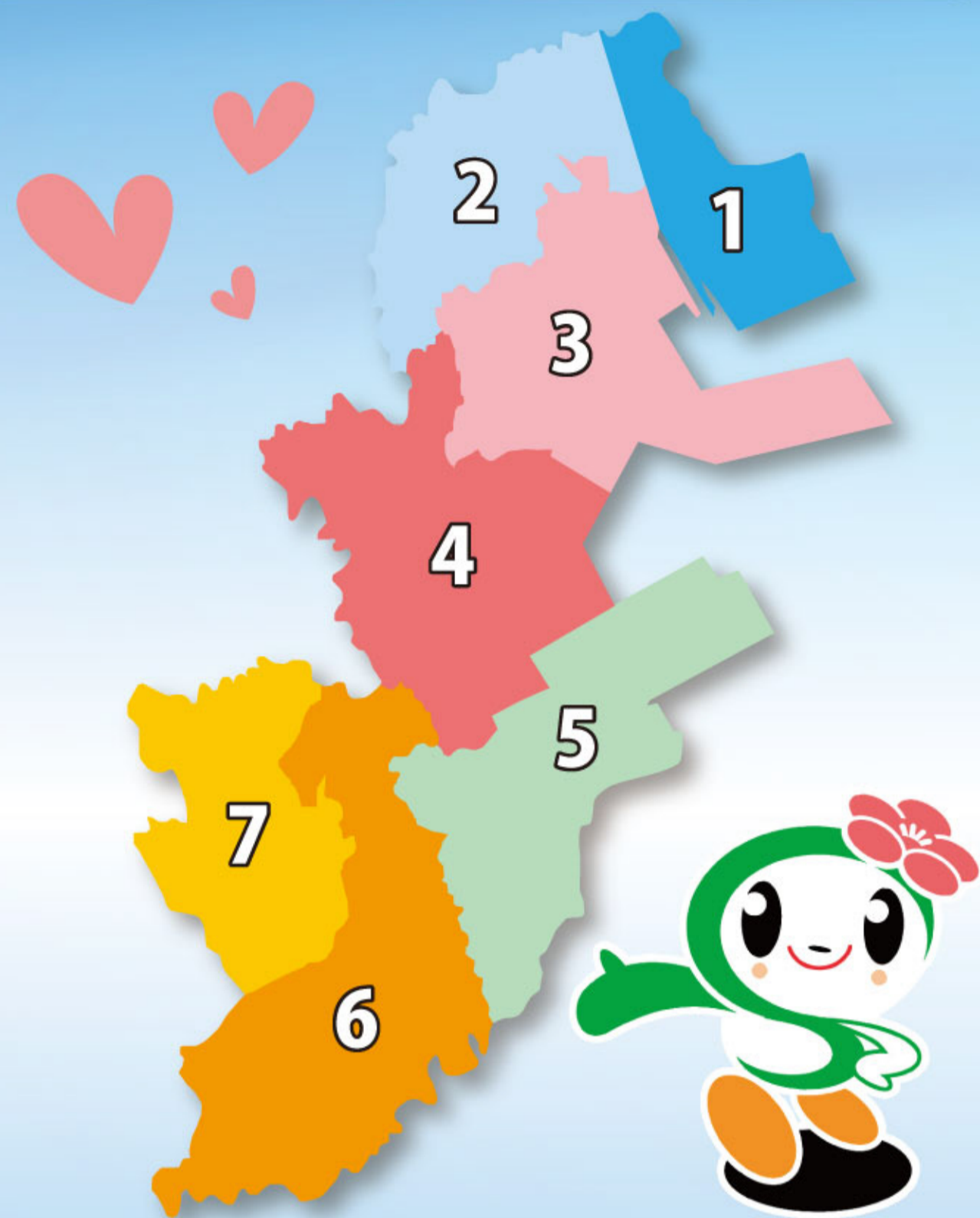


令和6年11月2日(土) 得トク生活フェスタの様子



各地区消費生活推進員

～令和6年度の活動の一部を紹介します～



1 根岸地区

活動内容

- 悪質商法未然防止講座
上町会館・原町会館
- 施設見学
日清オイリオ磯子工場・
味の素うま味体験館(調理体験)



啓発活動により、少しでも地域の皆様が特殊詐欺・悪質商法の被害に遭わない事に繋がったのではないかと思います。今後も地区連合町内会・老人会・地域ケアプラザと連携しての啓発活動を消費生活応援隊と共に行っていきます。

2 滝頭・岡村地区

活動内容

- 消費者被害未然防止講座
岡村中部自治会館・
岡村西部連合自治会館
- 施設見学
横浜イングリッシュガーデン



講座では、近年増加している特殊詐欺・悪質商法の事例を学び、他人事ではない事を実感しました。地域住民が安心して生活できるよう、ここで得た知識を生かした啓発活動を行い、防犯意識の向上に努めていきます。

3 磯子地区

活動内容

- 悪質商法対策の啓発活動
- 防犯対策の啓発活動
- 消費者教育講演会への参加
- 施設見学
横浜市防災センター地震体験ツアー



令和6年は1月から能登半島の地震があり、防災への関心が高まる年になりました。地震体験を通じて、災害時に自分でできる事を考え、準備をしたいと思います。災害時には悪質業者が出没します。より対策に注意したいと思います。

4 屏風ヶ浦・汐見台地区

活動内容

- 独り暮らし高齢者の見守り訪問
- 出前講座
『お金のはなし聞いてみませんか?』
(屏風ヶ浦地域ケアプラザと共催)
- 施設見学
ファンケルスマイル工場・日本銀行横浜支店



各種講座や施設見学を通して得た知識・経験を多くの人々に伝え、意識向上に貢献できたと感じます。今後は得た知識や経験を生かし、地元地域ケアプラザと連携してさらに広範な普及啓発を目指して取り組みます。

5 杉田地区

活動内容

- 悪質商法未然防止講座
- 資源循環局による
プラスチック分別等講座
- 施設見学
鎌倉紅谷・バニラビーンズ・崎陽軒・キリンビール・
日本銀行横浜支店・横浜地方裁判所



バニラビーンズでは、カカオ原産国の深刻な社会問題について学びました。低賃金での強制労働や児童労働が問題となっている中、国際フェアトレード認証チョコレートを選ぶ重要性を感じました。ここで得た知識を地域の方への普及活動へ生かしていきたいと思っています。

6 上笹下地区

活動内容

- 悪質商法未然防止講座
大崎団地自治会館・
パークハイツ集会所
- 施設見学
崎陽軒・キリンビール



老人会会議で悪質商法未然防止講座を開催しました。詐欺の手口は様々です。ご近所同士で声を掛け合うことによって被害は防げるのではないのでしょうか。これからも、繰り返し情報発信することで、地域のみなさまの一人一人の意識を高めていきたいと思っています。

7 洋光台地区

活動内容

- 特殊詐欺等勉強会
- 洋光台六丁目南夏祭りにて
パネル展示(悪質商法について)
- 施設見学
かわさきエコ暮らし未来館



勉強会で学んだ悪質商法・特殊詐欺の事例を各自治会に持ち帰り、地域の方に周知することができました。夏祭りでは、自治会と協力し「悪質商法詐欺撃退カレンダー」のパネル展示を実施。高齢者を中心に、多くの方に興味を持っていただきました。

磯子区連合町内会長会資料
令和7年3月17日

自治会町内会長 様

磯子区青少年指導員協議会
会長 中山 真一

「青指だより」第69号配付について【依頼】

1 事業の趣旨

磯子区青少年指導員協議会では青少年指導員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「青指だより」を年1回作成しております。

つきましては、各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配付等の周知にご協力ください。よろしく申し上げます。

2 お願いしたいこと

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配布等の周知にご協力ください。

磯子区役所地域振興課（事務局）
担当：深野、稲垣
TEL：7 5 0 － 2 3 9 3
FAX：7 5 0 － 2 5 3 4

磯子区 青指だより

vol. 69

令和7年3月



横浜市青少年指導員
シンボルマーク

2027は磯子区誕生100周年



磯子区マスコットキャラクター
いそっぴ

いそごこどもまつり2024

令和6年11月10日(日)
会場:磯子区役所

5年ぶりにすべての催しを開催できた「いそごこどもまつり2024」です。
雨もほとんど降らず、朝早くから親子や子どもたちで溢れ、大盛況となりました。
当日は、多くの方に足を運んでいただきありがとうございました。



作品展示

根岸	モザイクタイルコースター作り
滝頭	お絵描き風鈴作り
岡村	100均材料で作るハーバリウム
磯子	夏のスノードーム
汐見台	ランプシェードをつくろう
屏風ヶ浦	ダイヤモンドアートに挑戦しよう!!
杉田	夏休みスケッチ画教室
上笹下	ハーバリウム
洋光台	スケッチ画教室

スリッパ飛ばし



得点を書かれたエリアを狙ってスリッパを飛ばし、2回の合計点に応じた景品が選べます。バケツに入るとスペシャルな景品がもらえました。



洋光台

6.23 金

立体パズルを作ろう！

接着剤や道具いらず、
要領をつかんだら
楽しく夢中に！



10.19 金 青空の下でスケッチ！

公園で秋の青空と花と緑を眺めながら、楽しく絵を描きました！



滝頭

7.20 金

夏休み作品教室

陶器製の風鈴に、自由にお絵かきをして仕上げました。
自分だけのオリジナル風鈴ができあがりました。



11.24 金 滝頭地区文化祭

間伐材を使ったクラフトで、一輪ざし作りを行いました。夏休み作品教室で子どもたちが手がけた作品を展示しました。



屏風ヶ浦

6.1 金

ペットボトルロケット

ペットボトルロケットの作成を6月1日(土)に行いました。最後にみんなでロケットを飛ばし、大迫力で歓声上がるほどでした。お父さんお母さんも一緒に作っていただき、大盛況のイベントになりました。

7.20 金 夏休み作品教室

夏休み作品教室を7月20日(土)に行い、ダイヤモンドアートに挑戦しました！親子の参加も多数居て賑わいました。



上笹下

7.21 金

夏休み作品教室

花や貝殻・ビーズスタイルなどを使用して…3年連続ハーバリウム作りに挑戦しました。材料が100均でも手に入るようになり、手軽に楽しめる装飾です！

10.27 金 上中里地区センターフェスタ

青少年指導員のコーナーを設け、久しぶりに「キーホルダー作り」を実施。初めは遠巻きに見ていた子ども達も、座席待ちが出るほどの盛況。思い思いのデザインで作ったキーホルダーが完成すると、早速持っていたポーチに取り付け笑顔で帰って行きました。

6.9 金

歩け歩け大会

たくさん歩いた後にみんなで集合写真を撮りました。皆さんいい笑顔でした。

岡村



11.16 金 文化祭

藤の木小学校体育館にて開催しました。夏休み作品教室にて作成した作品を展示しました。



磯子

5.12 金

第32回磯子地区ふれあい運動会

お子さんからお年寄りまで「ふれあい」を通して和やかに楽しめました。



7.28 金

夏休み作品教室

ご家族やお友達と相談し合いながら、涼しげできれいなサマースノードームを作りました。完成した思い思いの作品を手にした笑顔が印象的でした。



令和6年度

地区活動報告

根岸

7.21 金 夏休み作品教室

カラフルなモザイクタイルをコースターに貼り付けました。個性あふれる作品ばかりです。



12.21 金 書道教室

学年ごとに手本があり、『とめ・はね・はらい』に気をつけながら、姿勢を正し集中して書いています。書いていくにつれ徐々に上達！



汐見台

8.3 金 夏休みイベント！ スプラバレーン大会

汐見台独自のイベントとして昨年から開催している夏休みイベントです。地域の小学校である浜小と汐見台小で水風船合戦のバトルをしました。青指は小学校のおやじの会やPTAと協力しあい、15000発の水風船を用意。ぶつけ合いOK! 散らかしOK! びしょぬれOK! 水風船で思いっきり遊べ! のコンセプトで大盛況のイベントとなりました。



11.23 金 汐見台中央広場の秋イベント

汐見台中央広場には40年もののベンチがあります。まだまだ座れるんですが見た目がちょっとボロボロで敬遠されているのが気になっていました…そこで、芸術の秋！に乗かってみんなでペンキ塗りをしてイスを蘇らせるイベントを実施しました！子どもたちが思い思いの絵を描き広場に華やかさがプラスされ、地域の皆さんも利用が楽しみになるベンチに生まれ変わりました！



杉田

12.8 金

毛糸deあみあみ

4回目となるイベントです。毛糸を使ってリリアンでペットボトルカバーやマフラーを作りました。全集中であみあみし、毛糸2玉目をつなげて長いマフラーもできました。(続きはお家で！)



1.19 金 凧揚げ大会









竹ひごと障子紙を使ったダイヤだこを作ったあと、臨海緑地公園に移動してみんなで凧揚げしました。去年は雨で作って終了でしたが、今年はみんなで凧揚げできました！



磯子区青少年指導員協議会年間スケジュール

5月	総会		令和6年9月8日(日) 会場:磯子スポーツセンター
7月	夏休み作品教室 夜間パトロール		 
9月	磯子区紙ヒコーキ大会 磯子まつりパレード運営従事		令和7年1月5日(日) 会場:磯子・南区内寺社仏閣
11月	いそごこどもまつり		 
1月	磯子七福神めぐり		
3月	学習会		

令和6年度表彰者

横浜市青少年指導員 永年勤続者表彰	 堀川 清志(滝頭地区)
	 本牧 はるみ(屏風ヶ浦地区)
	 伊藤 一女(滝頭地区) 川村 仁子(上笹下地区) 小柳 治朗(屏風ヶ浦地区) 畑 祐義(杉田地区) 佐藤 久枝(杉田地区) 廣田 亘(屏風ヶ浦地区)
	 山本 武史(洋光台地区)
	 川原 延公(屏風ヶ浦地区) 中川 昌浩(根岸地区) 渡辺 美奈(屏風ヶ浦地区)
	 小島 剛(屏風ヶ浦地区) 北村 和江(磯子地区)
神奈川県青少年 育成活動推進者表彰	 山本 武史(洋光台地区) 石毛 賀津夫(滝頭地区)
神奈川県青少年 育成功労者表彰	 本牧 はるみ(屏風ヶ浦地区)

青少年指導員とは

青少年指導員は、自治会などからの推薦に基づき、神奈川県知事と横浜市長からの委嘱を受けて活動するボランティア団体です。各小中学校や地域、関係団体と連携し、青少年の健全育成のための活動を行っている団体で、区全体または各地区で、子ども達が楽しめるさまざまなイベントを開催したり、よりよい地域環境づくりを目的として夜間パトロールなどを行います。

第29期広報部会員紹介

五代 忍(根岸地区) 岡村 義広(滝頭地区)
大窪 武彦(岡村地区) 大島 隆史(磯子地区)
廣田 亘(屏風ヶ浦地区) 田中 秀樹(杉田地区)
氏家 浩二(上笹下地区) 石原 隆行(洋光台地区)

磯子区 青指だより

発行 磯子区青少年指導員協議会
編集 広報部会
事務局 磯子区役所地域振興課
TEL (750)2393

磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 3 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会
会長 高浦 彰一

「スポーツいそご」第 50 号配布について【依頼】

1 事業の趣旨

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会では、スポーツ推進委員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「スポーツいそご」を年 1 回作成しております。

つきましては、各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配布等の周知にご協力ください。よろしく申し上げます。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配布等の周知にご協力ください。

3 その他

【ホームページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/manabi/sports/suposui.html



担当：磯子区地域振興課 大竹・吉田
電話：750-2395 Fax：750-2534
E-mail：is-sports@city.yokohama.lg.jp

モルックとは



モルックを投げて倒れたスキットル(数字の書かれた棒)の内容によって得点を加算していき、先に50点ピッタリを目指す競技です。

ドッジビー体験会について



放課後キッズクラブで不定期に開催しています。投げ方の指導から試合形式まで幅広い内容を行っています。

SPORTS ISOGO

vol.50
SPORTS ISOGO
2025.3

磯子区スポーツ推進委員
連絡協議会 広報誌



今年度表彰されたスポーツ推進委員の紹介をします

関東スポーツ推進委員協議会表彰

古渡 貞雄 (滝頭)

横浜スポーツ普及功労賞

高浦 彰一 (上巻下)

40年表彰(市事務局表彰)

山本 修 (汐見台)

35年表彰(市事務局表彰)

阿部 恒夫 (岡村) 佐藤 祐治 (杉田)

磯崎 信夫 (杉田) 横田 隆教 (杉田)

30年表彰(全国表彰)

岡田 はつみ (磯子) 熊谷 訓 (屏風ヶ浦)

25年表彰(横浜市表彰)

今井 則夫 (磯子)

20年表彰(横浜市表彰)

芦澤 謙司 (岡村) 高浦 彰一 (上巻下)

15年表彰(横浜市表彰)

山口 貴之 (汐見台) 森川 剛 (洋光台)

横浜スポーツ功労賞

山本 修 (汐見台)

磯子区スポーツ功労賞

吉田 修 (磯子)

10年表彰(横浜市表彰・神奈川県表彰)

吉村 ひろみ (滝頭) 浜名 康広 (磯子)

加賀谷 泰幸 (磯子) 田久 幸司 (屏風ヶ浦) ※横浜市表彰のみ

御苑 祐治 (杉田) 菅沼 清 (杉田)

松山 司 (洋光台) 大長 卓也 (洋光台)

名久井 伸 (洋光台) 宮坂 伸弘 (屏風ヶ浦) ※神奈川県表彰のみ

5年表彰(磯子区表彰)

溝口 有樹香 (根岸) 宮崎 彰人 (根岸)

野口 浩司 (岡村) 富田 豊 (岡村)

門倉 直史 (岡村) 高橋 昌幸 (磯子)

橋本 政広 (杉田) 本田 理恵子 (上巻下)

田中 紀子 (上巻下) 荒田 直樹 (洋光台)

三浦 寿文 (洋光台)



世界トライアスロン



磯子まつり・輪投げ大会・ドッジビー体験会等

スポーツ
推進委員って
どんなこと
やってるの？



横浜マラソンや世界トライアスロン横浜大会では、主に沿道警備に従事し、国際大会を支えています。また、輪投げ大会や駅伝大会などの区民大会や、地域のイベントを運営し、地域スポーツの普及に貢献しています。



※委嘱時に、新任の場合は原則65歳未満、再任の場合は原則70歳未満であることが必要です。
※委嘱の際は自治会町内会または地区連合町内会から推薦を受けることが必要です。

広報部会

山本 修 (汐見台) 部長
兒仁井 良晴 (根岸) 河野 文洋 (滝頭)
岩田 清 (岡村) 中野 久徳 (磯子)
三宅 裕美子 (屏風ヶ浦) 神宮 敬二 (杉田)
田口 和孝 (上巻下) 野上 浩子 (洋光台)

編集後記

今回も昨年同様に掲載させて頂きました。一年間を通じて行った各地区活動の温かさや感動のあった写真をより見やすく3地区ひとつにして月を4分割にしました。スポーツ振興をより多くの人に身近に感じてもらうとともに、地域の活性化を目指して広報を発行しました。今後ともよろしくお願いします。



磯子区民駅伝大会



横浜マラソン

4
~
6月

横浜市・磯子区

- 世界トライアスロンシリーズ横浜大会 写真下



7
~
9月

- 夏季(新任)研修会 写真右上
- ドッジビー体験会
- 磯子まつり 写真右下
- 八景島トライアスロンフェスティバル



得点計算中です

10
~
12月

- 横浜マラソン
- ドッジビー体験会
- 区民駅伝大会 写真下



1
~
3月

- 市スポーツ推進委員大会
- 区民輪投げ大会 写真下
- 県スポーツ推進委員大会
- さわやかスポーツ(ソフトバレーボール大会)
- 横浜市ラジオ体操イベント
- 冬季研修会



根岸・滝頭・岡村

- 根岸**
 - 歩け歩け大会(鎌倉)
- 岡村**
 - 歩け歩け大会(海の公園) 写真下



- 滝頭**
 - スポ推・青指合同研修会
 - グラウンドゴルフ
 - 輪投げ地区大会

- 滝頭**
 - 自治会町内会ラジオ体操・夏祭り



健民祭は各地区で開催しています。地区ごとに様々な種目を実施しています!

- 健民祭 写真右
- 岡村中学校地域交流体験学習会



- 根岸**
 - グラウンドゴルフ大会
- 滝頭**
 - 子ども会ふれあいフェスタ
 - さわやかスポーツ体験会
 - ファミリーウォーク
- 岡村**
 - スポーツフェスティバル

- 七福神めぐり 写真右

- 根岸**
 - 歩け歩け大会事前調査
- 岡村**
 - 岡村梅まつり
 - 岡村小キッズクラブグラウンドゴルフ体験会



磯子・汐見台・屏風ヶ浦

- 磯子**
 - ふれあい運動会
 - 歩け歩け大会(こどもの国)(雨天中止)
 - グラウンドゴルフ大会

新しいスポーツにも挑戦します!



- 汐見台**
 - チャレンジデー
- 屏風ヶ浦**
 - ペタンク大会 写真下



- 健民祭 写真下
- 岡村中学校地域交流体験学習会



- 七福神めぐり

- 屏風ヶ浦**
 - 一日研修会
 - 歩け歩け大会(久良岐)



杉田・上笹下・洋光台

- 杉田**
 - 歩け歩け大会(野毛山)
 - グラウンドゴルフ大会
 - 新種目体験会 写真左
- 上笹下**
 - 竹の子掘り体験会
 - 歩け歩けホテル観賞会
- 洋光台**
 - 春・歩け歩け大会(野毛山動物園) 写真左
 - 地区研修会



- 杉田**
 - 一日研修(ビーチバレー)
- 洋光台**
 - 軽スポーツ体験会(モルック・輪投げなど)



- 健民祭 写真右上 写真右

- 杉田**
 - ハイキング
- 上笹下**
 - グラウンドゴルフ大会
 - 餅つき大会
- 洋光台**
 - モルック交流会
 - 秋・歩け歩け大会(鎌倉)



- 杉田**
 - 一泊研修
- 上笹下**
 - 輪投げ大会
- 洋光台**
 - 地区研修会





スイッチ ON 磯子

民 児 協 い そ ぞ

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第 51 号
令和7年3月17日

一 斉 改 選 に 向 け て

磯子区民生委員児童委員協議会
会長 屋代 昭治

令和4年12月の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選から2年が過ぎ、委員の任期も残り8か月となりました。この間、磯子区の委員の皆様には、本当に熱心に委員活動に取り組んでいただき、磯子区の地域福祉保健活動について、区民の皆様の信頼が大変厚くなったものと確信しています。

全国民生委員児童委員連合会の調査では、委員になって良かったと答えた方の割合が1期目では、52.8%ですが、4期目では70.5%となっていて、委員を長くやればやるほど、委員をやって良かったと感じる方が増え、やりがいや達成感を感じる方も増えています。

市・区民児協では、現在委員の負担軽減や地区民児協内での委員同士の絆を深める方策などを検討しており、委員の皆様が安心して引き続き委員を継続できるよう取り組んでいるところであります。

12 月 委 嘱 式

令和6年12月1日付で新たに委嘱された4名の民生委員児童委員の委嘱状伝達式を12月2日に行いました。当日は3名の方にご出席いただき、高橋磯子区長から各々に委嘱状が手渡されました。

今回新たに民生委員児童委員としての第一歩を踏み出していただいた汐見台地区・屏風ヶ浦第二地区の民生委員の皆さん、よろしくお願いいたします。



◆委嘱の様子

全 体 研 修 報 告

令和7年1月24日、講師に田園調布学園大学 人間福祉学部 学部長 村井 祐一教授をお招きして、磯子区民生委員児童委員協議会全体研修会が開催され、参加いたしました。

民生委員の役割は、地域で適度な期待をもたれ、情報が入りやすいように。課題がみつければ状態を把握し、適切な関係機関につなげて、連携をとり課題の改善、解決を図ります。

ネットワークやコーディネートに参加し、その一助となります。自分の持つ「しあわせ」で理解せず、相手の幸せに「足りない部分」「かけている部分」を補完するように包括的に関係機関と共に支援します。

日々の見守りやふれあいにより、同じ地域の住民、仲間という意識が芽生え、それを育むために「焦らず(おいおい知ればいい)」「慌てず(知りすぎず)」「支援か援助か押し付けず」そして、個人情報「借り物」「預かり物」と大切に適切に活用します。と学びました。

私たち民生委員は感度の高いセンサーを目指していきましょう。



◆講座の様子



一斉改選に向けて／12月委嘱式／全体研修報告	1
民生委員児童委員に着任して感じたこと	2・3
主任児童委員／研修委員会／ICT委員会／広報委員会／編集後記	4

滝頭地区

25歳から70歳の今もまだお客様を訪問する仕事を続けながら、民生委員の役割を担い1期3年目になりました。

民生委員はなり手がなかなかいないと言われながら、今は鬼籍に入られた方からの勧めで何の知識もなくお引受をさせていただきました。

滝頭地区民児協の皆さんは心優しい方々です。このうれしい環境の中、自分ではなく年齢を重ねて来られた方々を真ん中に据えた目線で訪問、気持ちが安らぎ、心が和むことに僅かでもお役に立てますようにと日々思っています。

【堀部 孝治】

岡村地区

私が担当させて頂いている方々は、比較のお元気で。自由に外出できて、近くに家族も居る。通院はあっても大きな体調不良や困り事も無い。訪問しても挨拶のみ、ということも度々あったので引き継いだ当初は自分の役割とは?とふと考える事がありました。

昨年頃から「庭木を切りたい」「詐欺の訪問があった」等の相談があったり、「誰かに見て欲しかった」とご自分で植えた庭の草花やお節句の人形を見せて下さったりすることがあり、少しずつでも関係性を築く事ができたのかなと嬉しく感じています。

民生委員は直接困り事を解決するお助けマンではありませんが“自分を担当してくれてる誰かが居る”という安心感を、今後の活動の中でお伝えできれば良いなと思っています。

【川田 智子】

磯子地区

60代最後の年になります。民児委員2年目の新人です。1230邸の大型レジデンスを担当しています。

初回訪問時、玄関前で不審者と思われ落ち込んだこともありましたが、自治会よりポスター掲示、今では感謝の言葉を頂く事が多いです。

45年、医療職の仕事をしての経験、知識を活動を通して地域住民へ貢献したいと思います。宜しくお願いします。

【井上 優子】

根岸地区

「今朝は富士山が綺麗に見えましたね」
周囲の方々に支えられ委嘱を受けて一年半経ちましたが私には明るく挨拶する事と話を聞くくらいしかできていません。それなのに感謝の言葉をかけられると有難いやら申し訳ないやら自分自身が歯痒いのが現状です。

民生委員として活動する場を与えていただいた事に感謝し、これを自身の成長のチャンスと捉え少しでも地域のお役に立てる自分になっていきたいと思えます。

【赤須 恵子】

屏風ヶ浦第一地区

私の住まいは超高齢マンションであり、いろんな問題が次から次へと起こっていて、その都度住人たちにも協力して頂き解決している状況です。

研修等も多く活動の円滑化の為に超高齢化マンションの所は二人体制にして頂くと少しは楽になるのではないかと思います。

今後、独居となる人がどんどん増えていきます。責任と負荷が増大する一方なのに位置付けが曖昧な制度は根本の見直しが必要な時ではないでしょうか。

ある人が言っていた言葉です。「人との縁は大事なものの、縁なしに生きられる人などいない」と。

【村上 みつ子】

屏風ヶ浦第二地区

人とコミュニケーションをとる事が苦手な私が出たことのないお年寄り宅を訪問?! しかも毎月?! ムリ~と思いつつ引き受けてしまいました。でも私が見守っている方々はとても元気でディサービスでマシーンを動かすのが楽しいとか、お友達と旅行に行ってきたとか、そんな感じなので毎月は煩わしいので、たまに来てくれたらいいと言う方がほとんどです。

年に何回かは何うのですが、入院してたの。なんて事もあったりでも、親切にしてくれてありがとうと言ってもらったりすること、私でも地域のお役に立ててるのかな?と思えます。そう思えばもう少し続けられそうです。

杉田地区

民生委員になった当初は不安と自信のなさに気持ちが折れそうになりましたが、周りの皆様の思いやりや、何より訪問を待っていてくださる方々の笑顔に励まされている3年目となりました。

そんな中、令和6年10月「杉の子会 いきいき健康講座」として杉の子会館にて、屏風ヶ浦・上笹下・新杉田各ケアプラザの看護師さんを招いてフレイル予防についてわかりやすく講演して頂きました。“ハマトレ”みんなのインゴ体操、ゲーム、歌唱を交えて総勢20名の楽しいひと時でした。

また、11月同日の子供会と芋煮会、年明け1月にはお餅つき会と大盛況でした。

お子さんからお年寄りまで、地域の交流が叶い今後も継続していくことを望みます。

【中山 精子】

上笹下地区

一期目の民生委員として全てが初めてのことばかりですが、地域の皆さんや先輩の委員さんに助けられて活動しています。

毎月のふれあい昼食会、一人暮らしの方の訪問のほか、町内会の災害時要援護者の訪問もしております。

お困りごとのご相談もありますが、すぐにお答えができないこともあり、経験不足を感じています。

また今年はケアプラザ事業の小さいお子さんとお母さんの会に協力しました。

どの活動も、人とのつながりを実感できる喜びを感じております。

これからも健康第一で務めたいと思います。

【栗本 由佳子】

民生委員・児童委員に 着任して感じたこと

～ 着任歴の浅い民生委員・児童委員へお聞きしました ～



汐見台地区

フルタイム勤務に変わるタイミングで声をかけられ、高齢者対象の仕事をしており難しいと答えると「主任児童委員はどうですか」とのお誘い。子どもたちと関わることができるなら引き受けました。しかし参加するものは研修会や会議だけでなく、何の集まりなのかよくわからず参加。有休をどんどん使っていく、楽しくない、辞めたいと半年くらい考えていました。

「障害者」など興味のあるテーマの研修や、地域の方と直接交流ができるイベントなどには関わりたい!と思っています。まだ1期目です。トライアンドエラーで自分ができる活動をしていきたいと思っています。

【信定 利枝】

洋光台地区

民生児童委員の委嘱を受け早くも2年が経ちました。分からない事が起きる度、諸先輩方に丁寧に教えて頂き感謝しています。研修会は勿論、見守り先の方や仲間へ学ぶ事も多く、大勢の方々と繋がる喜びを感じます。又食糧支援等、多岐に渡る民生委員活動にその都度感銘致します。

昨年は年頭より震災、詐欺事件、闇バイト事件等起き、地域の力がより必要とされた年でした。安心して共に暮らせる地域作りの一助になれるよう2025年も微力ながら努める所存です。

【萬永 範子】

主任児童委員

磯子区主任児童委員は現在15人で活動しています。主任児童委員は民生委員・児童委員から指名された委員で、乳幼児・児童など子育て家庭に関することを専門に担当しています。

民生委員と協力、連携しながら子育てサロンの運営、また児童虐待防止などの活動に取り組んでいます。また学校や関係施設と情報を共有する地域のつなぎ役でもあります。

主任児童委員を利用して頂けるよう、積極的に動いていきたいと思ひます。



◆会議の様子

研修委員会

研修委員会では、毎回2～3地区の事例報告を元に意見交換する作業を主としています。

また、報告のあった事例を個人特定がなされない様に注意の上、各地区に持ち帰っていただき民生委員児童委員の活動の参考になればと思っております。また研修委員会主催の研修会には講師の方をお呼びして、興味深いお話を伺うことができます。人数制限はありますが、とても勉強になりますので、是非ご参加いただけたらと思ひます。

今後さらに高齢化が進み、関わりが深くなっていくと思ひますので、多種多様な事例の共有が少しでも力になればと思ひます。



◆会議の様子

ICT委員会

ICT委員会の活動の一つとして、市内で唯一開設している「磯子区民児協」専用のホームページで、各地区の活動紹介等の情報を発信しています。

民生委員なら誰でも投稿ができ、みんなのホームページになったら良いと思ひ、昨年の10月に「みんなでHPへ投稿しよう」という、ホームページへの投稿の仕方についての研修会を民生委員対象に開催しました。

たくさんの方々からホームページを閲覧して頂く事により、「次の機会には、この行事に参加してみようかな」とみなさまに思ってもらえたらと思ひ、記事を作って投稿しています。

「磯子区民児協」で検索、または下記のQRコードからご覧頂けますので、よろしくお願ひします。

磯子区民児協



◆会議の様子

広報委員会

10名の委員と共に年2回の「民児協いそご」の発行が最も大きな活動です。

そのために年6回の委員会を開催し、広報誌の内容を検討するのですが、他の地区の皆さんとの貴重な交流の場でもあるように思ひます。

広報誌を通じて各地区の皆さんの活動をより多く伝え、より理解していただき、ついては、地域の身近な相談相手として、また、専門機関につながるパイプ役としての民生委員を知っていただきたいと思ひで取り組んできました。

これからも、民生委員の皆様を始め多くの方々のご協力に感謝し、任期を努めあげ、次の方につなげていきたいと思ひます。



◆会議の様子

編集後記

地域の方々から民生委員の活動を知ってもらおうと広報誌づくりを考えています。 【岡村地区 田辺 美代子】

前号「喜怒哀楽」(全委員より)に続き、今回は民生委員一期目の方に伺いました。民生委員を受けるにあたり、期待や恐れ(不安)や畏れ(?)で悩んだ方もいたのかも…。全知全能なんてムリ。悩んだ時は仲間に頼りましょう。 【磯子地区 柳澤 浩子】

広報委員会名簿

- 根岸地区 長田 みどり
- 滝頭地区 堀部 孝治
- 岡村地区 田辺 美代子
- 磯子地区 柳澤 浩子
- 汐見台地区 高木 美枝子
- 顧問：屋代 昭治 溝口 早苗 内藤 満
- 屏風ヶ浦 第一地区 村上 千鳥
- 屏風ヶ浦 第二地区 大山 亮一
- 杉田地区 中島 裕見子
- 上笹下地区 北見 一彦
- 洋光台地区 小川 恵美